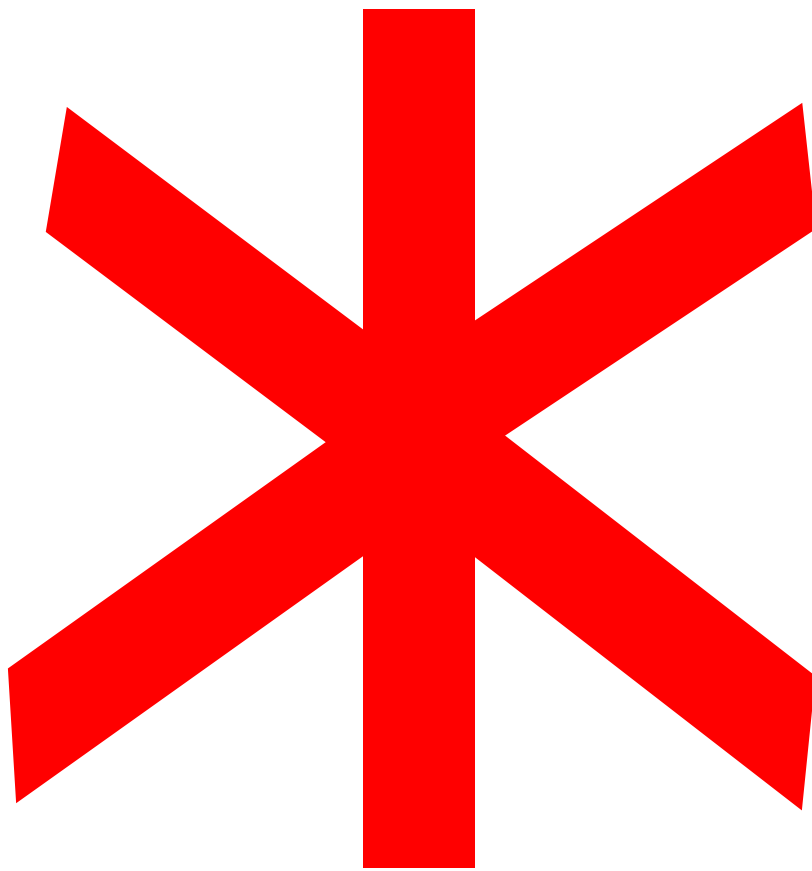


2025年度

# 伊丹市水防計画



伊丹市

# 伊丹市水防計画

第1章 総則	5
1. 目的	5
2. 用語の定義	5
3. 安全配慮	8
4. 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川	8
5. 水位周知海岸及び水防警報海岸	9
第2章 水防組織	9
第3章 水防態勢配備基準及び動員配備	9
第4章 重要水防区域	10
1. 河川	10
2. 雨水幹線	11
3. ため池	11
第5章 重要水防区域の監視及び降雨量の観測	12
1. 重要水防区域の監視	12
2. 降雨量の観測	13
3. 危険水位等	14
第6章 予報及び警報	16
第1節 気象予報及び警報	16
1. 気象注意報、気象警報	16
2. 気象状況の通知	16
3. 気象情報の収集	16
第2節 洪水予報	17
1. 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報	17
2. 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報	20
第3節 水位周知河川、水位周知海岸における水位情報の周知・公表	22
第7章 水防警報	23
1. 国土交通大臣の発する水防警報	23
2. 知事の発する水防警報	25
第8章 情報収集及び連絡	27
1. 情報収集経路	27
2. 関係機関の連絡先	27

第9章 消防団の出動	29
1. 水防区域等	29
2. 通報	29
3. 出動の指示	29
4. 安全確保	29
5. 消防団の配備体制	29
第10章 自衛隊の出動	30
第11章 ポンプ場及び貯留施設	31
第12章 水防倉庫及び水防用資器材等	33
1. 水防倉庫	33
2. 水防用資器材	34
3. 救命用器材	35
4. 資器材に関する管理及び調達	35
5. 輸送の確保	36
第13章 決壊・漏水等の通報及びその後の処置	37
1. 決壊・漏水等の通報	37
2. 決壊後の処置	37
第14章 避難	38
〈参考〉	
1. 避難指示	39
2. 避難指示の伝達、周知	41
3. 警戒区域の設定	42
4. 避難指示または警戒区域設定の報告	44
5. 避難誘導及び移送	45
6. 避難所の供与	46
7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策	46
8. 複合災害における避難所対策	47
9. 避難指示の解除	48
第15章 他の水防機関との協力及び応援	49
1. 水防管理団体相互の応援及び相互協定	49
2. 警察署との協議	49
3. 自衛隊の派遣要請及び協議	50
4. 国（河川事務所、地方気象台等）との連携	50
5. 建設業組合（市内）との協定事項	50
6. 住民、自主防災組織等との連携	51





# 第1章 総則

## 1. 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第33条第1項に基づき、法第1条に掲げる洪水、内水(法第2条1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)及び高潮による水害を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内の各河川等に対する水防上必要な監視、警戒、その他水防上必要な事項について、その大綱を定めるものとする。

## 2. 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体  
水防の責任を有する市をいう(法第2条第2項)。
- (2) 指定水防管理団体  
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(法第4条)。
- (3) 水防管理者  
水防管理団体である市長をいう(法第2条第3項)。
- (4) 消防機関  
消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(法第2条第4項)。
- (5) 消防機関の長  
消防本部を置く市にあっては消防長をいう(法第2条第5項)。
- (6) 水防団  
法第6条に規定する水防団をいう。
- (7) 量水標管理者  
量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(法第2条第7項、法第10条第3項)。
- (8) 洪水予報河川  
国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。
- (9) 水防警報  
国交通大臣又は都道府県知事が、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川又は海岸(水防警報河川等)につ

いて、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(10) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(11) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

(12) 水位到達情報

水位周知河川又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川において氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。増水時に水防管理者が、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として都道府県知事が定める水位をいう。

(15) 避難判断水位

市長が発する高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位をいう。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長が発する避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

- (17) 洪水特別警戒水位  
法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する（市長が発する避難指示の目安）。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- (18) 高潮特別警戒水位  
法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- (19) 氾濫開始相当水位  
危険箇所等の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換した水位であり、市長が発する緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。
- (20) 重要水防箇所  
堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- (21) 洪水浸水想定区域  
洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。
- (22) 高潮浸水想定区域  
高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。
- (23) 伊丹市水防本部  
伊丹市域における水防を統括するため、伊丹市に設置する水防本部をいう。
- (24) 伊丹市災害対策本部  
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 に基づき、伊丹市域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が地域防災計画の定めるところにより設置する災害対策本部のことをいう。

### 3. 安全配慮

洪水、内水又は高潮のいずれにおいても、水防団員等（水防活動に従事する者）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

#### 〈安全確保の例〉

- ・ 水防活動時には救命胴衣（ライフジャケット）を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常の場合が不通の場合でも利用が可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

### 4. 洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川

国又は県が指定した洪水予報又は水防警報を公表し、又は水位情報の通知を行う市内の河川は次のとおりである。

#### 〈市内の洪水予報河川・水防警報河川〉

種別	指定者	指定河川	
洪水予報河川	法第 10 条	国土交通大臣	猪名川・藻川
	法第 11 条	知事	武庫川
水位周知河川	法第 13 条	知事	武庫川
水防警報河川	法第 16 条	国土交通大臣	猪名川・藻川
		知事	武庫川

## 5. 水位周知海岸及び水防警報海岸

高潮について県が指定した水防警報を公表し、又は水位情報の通知を行う海岸で、本市に関係があるものは次のとおりである。

沿岸名	大阪湾沿岸（兵庫県域）
起点終点	起点：兵庫県尼崎市東海岸町（兵庫県・大阪府境界） 終点：兵庫県神戸市垂水区狩口台6丁目（神戸市・明石市境界）

## 第2章 水防組織

市において、水防活動の必要が生じたときは、その業務を統轄するために「伊丹市水防本部」を設置する。

本部の設置場所は、伊丹市役所東館防災センターとする。

なお、水防本部設置後、水防指令1号が発令されたときは、「災害対策本部」に切り換えるものとする。

⇒ 伊丹市水防計画（資料編） 参照

- 【資料1】 伊丹市水防本部及び災害対策本部組織図
- 【資料2】 伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌
- 【資料3】 伊丹市災害対策（水防）本部専決区分
- 【資料4】 災害対策本部室配置図（警戒配備以降） 防災センター2階  
災害対策本部配置図（第一配備以降） 本庁舎5階（会議室501）  
その他の主要な場所（第一配備以降）本庁舎各階

## 第3章 水防態勢配備基準及び動員配備

市域に水害の発生または発生のおそれがあるときは、風水害防災非常配備態勢に基づき、迅速かつ適確に応急対策を実施するものとする。

⇒ 伊丹市水防計画（資料編） 参照

- 【資料5】 非常配備に伴う伝達基準
- 【資料6】 風水害防災非常配備態勢
- 【資料7】 伊丹市風水害防災計画動員数

## 第4章 重要水防区域

重要水防区域は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

本市における水害を警戒または防ぎよするための特に重要な区域は、次のとおりである。

⇒ 伊丹市水防計画（巻末資料） 参照  
重要水防区域図

### 1. 河川

市域に存在する河川において、各河川における重要水防区域及び施設は次のとおり。

河川名	左右岸の別	水防区域	延長	重要水防区域、施設	備考
猪名川	左右	森本、天津、 中村、 北河原、 下河原、 北伊丹	—	桑津橋、新桑津橋、 三ヶ井井堰、軍行橋（歩）、 軍行橋、新軍行橋	
	左	森本、下河原	538m	森本、下河原	旧川跡 越水（溢水）
	右	口酒井、 天津、北河原	320m	口酒井、天津、北河原	旧川跡 越水（溢水）
藻川	左右	口酒井、 東有岡	—	大井井堰（口酒井字大西）、三平 水門	
箕面川	左右	下河原	1,091m		
内川	左右	下河原	475m	下河原排水水門	
駄六川	左右	自 緑ヶ丘 至 藤ノ木	3,300m	北本町	
空港川	左右	自 森本 至 岩屋	1,760m	鶴田排水水門	
昆陽川 捷水路	左右	南町	456m	昆陽川捷水路排水ポンプ場	06-6492-1706
昆陽川	左右	自 鈴原町 至 柏木町	1,700m	御願塚 6 丁目樋門～御願塚 2 丁目 捷水路流入口水門除塵機	堤防高
伊丹川	左右	御願塚	855m	捷水路流入口水門除塵機	
富松川	左右	野間	1,900m	野間 2 丁目～旧富松川合流点	堤防高

武庫川	左	自 西野 至 池尻	1,300m		
天神川	左	自 荒牧	3,900m	荻野3丁目天神橋～宝塚市境界超 速仙橋直下流～大池橋直上流	堤防斜面の 崩れ・すべり
	右	至 中野西		荻野3丁目天神橋～宝塚市境界超 速仙橋直下流～大池橋直上流	新堤防
天王寺川	左 右	自 荒牧 至 池尻	4,500m		
			22,095m		

## 2. 雨水幹線

雨水幹線とは、側溝を流れる雨水を集めていく構造となっているので、污水管とは異なり、埋設箇所は限定的となっている。

雨水幹線	水防区域	延長	重要水防区域	備考
金岡	自 船原 至 安堂寺	3,059m	船原 鈴原 御願塚8丁目	

## 3. ため池

名称	所在	管理者	堤防延長	満水面積	貯水量	堤高	備考
昆陽池	昆陽池	伊丹市長	2,200m	14.4ha	274,000 m <sup>3</sup>	3.5m	昆陽池余水水門 天神川取水口 水門開閉
今池	千僧	伊丹市長	220m	0.2852ha	5,418 m <sup>3</sup>	2.355m	
黒池	鴻池	伊丹市長	250m	3.3ha	50,000 m <sup>3</sup>	3.6m	
西池	鴻池	伊丹市長	210m	2.0ha	31,000 m <sup>3</sup>	3.6m	天王寺川取水口
瑞ヶ池	瑞ヶ丘	伊丹市長	1,800m	15.7ha	600,000 m <sup>3</sup>	4.1m	
伊丹池	緑ヶ丘	伊丹市長	500	4.0ha	98,000 m <sup>3</sup>	5.6m	

## 第5章 重要水防区域の監視及び降雨量の観測

### 1. 重要水防区域の監視

#### (1) 堤防の監視

堤防の監視員及び連絡員の配置については、施設部の部長等が行う。

##### ① 平時の監視

ア. 監視員は、随時、担当区域の堤防を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を施設部の部長等を通じて水防本部に報告する。

イ. 堤防延長 2,000m ごとに 1 人の基準により監視員を割当配置するものとする。

ウ. 監視員、連絡員は、水防管理者（又は施設部の部長）の指示により堤防を監視する。

##### ② 出水時の監視

ア. 監視員、連絡員は、増水時には水防管理者（又は施設部の部長等）の指示により堤防を監視する。

イ. 監視員は、堤防決壊の原因となる箇所を調査し、異常を発見したときは、その状況を速やかに施設部の部長等を通じ水防本部に報告するとともに、必要な措置を行うものとする。

#### (2) 水門・ため池の監視

水門及びため池の監視員、並びに連絡員の配置は、施設部及び上下水道部の部長等において行う。

##### ① 水門

国土交通省管理の水門操作については国土交通省猪名川河川事務所の操作要領により行うものとする。市管理の水門については、水位の状況に応じ時期を逸しないよう水門の開閉操作を行うものとする。

灌漑用水門については増水時使用者である関係水利組合等へ情報の提供を行い、適切な水門操作について連絡を行うものとする。

##### ② ため池

監視員、連絡員は増水時ため池の監視を行い、その状況をため池管理者に報告する。また、異常を発見したときは、その状況を速やかに施設部の部長等を通じ水防本部に報告するものとする。

⇒ 伊丹市水防計画（資料編） 参照

【資料 8】 主要水門設置場所一覧表

#### (3) 量水標の監視

量水標の監視員及び連絡員の配置は施設部及び上下水道部の部長等において行う。監視員は降雨のときは常に量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位（通報水位）に達したときは直ちに水防本部へ急報するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又は減水したときも同じである。

量水標の所在地

河川名	名称	水位		所在地	管理者	備考
		通報	警戒			
猪名川	軍行橋量水標	1.50m	3.00m	北伊丹	国土交通省 猪名川河川事務所	5.50mまで量水
空港川	鶴田樋門量水標		0.80m	岩屋	〃	
内川	下河原樋門量水標		0.80m	下河原	〃	
天王寺川	西野量水標	1.40m	2.00m	西野	兵庫県宝塚 土木事務所	
猪名川	小戸量水標	1.00m	2.50m	池田市 西本町	国土交通省 猪名川河川事務所	7.70mまで量水
武庫川	甲武橋量水標	2.20m	3.20m	甲武橋南	兵庫県西宮 土木事務所	
箕面川	箕面川橋水標	1.00m	2.50m		池田土木事務所	

## 2. 降雨量の観測

降雨量の観測は川の防災情報等を活用し、総括本部事務局、施設部及び上下水道部が行い、水防本部へ連絡するものとする。

- (1) 降雨量の観測 総括本部事務局、施設部及び上下水道部
- (2) 降雨量の測定 毎時ごと
- (3) 測定箇所

所在地	名称(管理者)	種別
昆陽1丁目 1-1	伊丹市消防局(市)	自動記録
森本1丁目 8-1	伊丹市立神津小学校(市)	〃
荒牧南3丁目 17-12	伊丹市立天神川小学校(市)	〃
池尻6丁目 221	伊丹市立池尻小学校(市)	〃
千僧1丁目 51	兵庫県伊丹庁舎(県)	〃

⇒ 伊丹市水防計画(資料編) 参照

【資料9】 降雨情報システム活用フロー

### 3. 危険水位等

猪名川

猪名川河川事務所（参考 国管理）

水位観測所	おおべ 小戸	軍行橋
水防団待機水位(通報水位) (m)	1.00	1.50
氾濫注意水位(警戒水位) (m)	2.50	3.00
避難判断水位(特別警戒水位) (m)	3.40	
氾濫危険水位(危険水位) (m)	4.00	
計画高水位(m)	5.15	5.57

警戒水位を超えさらに上昇するおそれのあるとき、警戒水位を超える洪水と予想されるときに猪名川洪水注意報が発表される。

氾濫危険水位程度もしくは、氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるときに、猪名川洪水警報が発表される。

武庫川

宝塚土木事務所（参考 県西宮土木）

水位観測所	生瀬（生瀬橋下流）	甲武橋
水防団待機水位(通報水位) (m)	1.8	2.2
氾濫注意水位(警戒水位) (m)	3.2	3.2
避難判断水位(m)	3.2	4.1
氾濫危険水位(特別警戒水位) (m)	4.6	5.2
計画高水位(m)		5.62

箕面川

池田土木事務所

水位観測所	箕面川橋
水防団待機水位(通報水位) (m)	1.00
氾濫注意水位(警戒水位) (m)	2.50
避難判断水位(特別警戒水位) (m)	2.55
氾濫危険水位(危険水位) (m)	3.00

水 位	説 明
指定水位	増水時に毎時観測を始める水位(水防活動に入る準備等の目安になる河川の水位)
水防団待機水位 (通報水位)	増水時に通報を始める水位(水防活動に入る準備等の目安になる河川の水位)
氾濫注意水位 (警戒水位)	増水時に災害がおこるおそれがある水位 (水防管理団体が出動又は、出動の準備に入る河川の水位)
避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫注意水位(警戒水位)を超えて、災害の発生を特に警戒すべき水位 (市町村長の避難準備情報発表や、住民が自主避難する時の参考となる河川の水位)
氾濫危険水位 (危険水位)	洪水により氾濫のおそれのある水位(市町村長の避難指示等の目安になる河川の水位)
計画高水位	堤防などを作る際に洪水に耐えられる水位として指定
雨水出水特別警戒水位	雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位

## 第6章 予報及び警報

### 第1節 気象予報及び警報

#### 1. 気象注意報、気象警報

神戸地方気象台から水防活動の利用に供するため、県下に発表される気象警報等の種類及び基準で、本市における基準は次のとおりである。

- ⇒ 伊丹市水防計画（資料編）参照  
【資料10】 警報・注意報発表基準一覧表

#### 2. 気象状況の通知

神戸地方気象台の注意報・警報は、フェニックス防災システムにより県を通じて通知される。

- ⇒ 伊丹市水防計画（資料編）参照  
【資料11】 気象予報警報等伝達系統

#### 3. 気象情報の収集

気象情報を知りたい場合は、天気予報電話サービスほかウェブサイトで確認することができる。

- ⇒ 伊丹市水防計画（資料編）参照  
【資料12】 気象情報提供窓口一覧  
【資料13】 雨量・水位情報提供窓口一覧  
【資料14】 気象・防災情報の収集に活用するためのウェブサイト一覧

## 第2節 洪水予報

### 1. 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

#### (1) 洪水予報の対象区域

河川名	猪名川・藻川	
区域	猪名川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川への合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川への合流点まで
	藻川	猪名川分派点から猪名川合流点まで
発表者	猪名川河川事務所 大阪管区气象台	

#### (2) 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河	川	名	猪名川・藻川	
洪水予報の対象とする基準地点	量	水	標	小戸（おおべ）
	所	在	地	池田市西本町
	零	点	高	21.307m
	水	水防団待機水位 (指定水位)		1.00m
		氾濫注意水位 (警戒水位)		2.50m
		避難判断水位		3.40m
		氾濫危険水位		4.00m
位	計画高水位		5.15m	
	河口からの距離		19.4km	

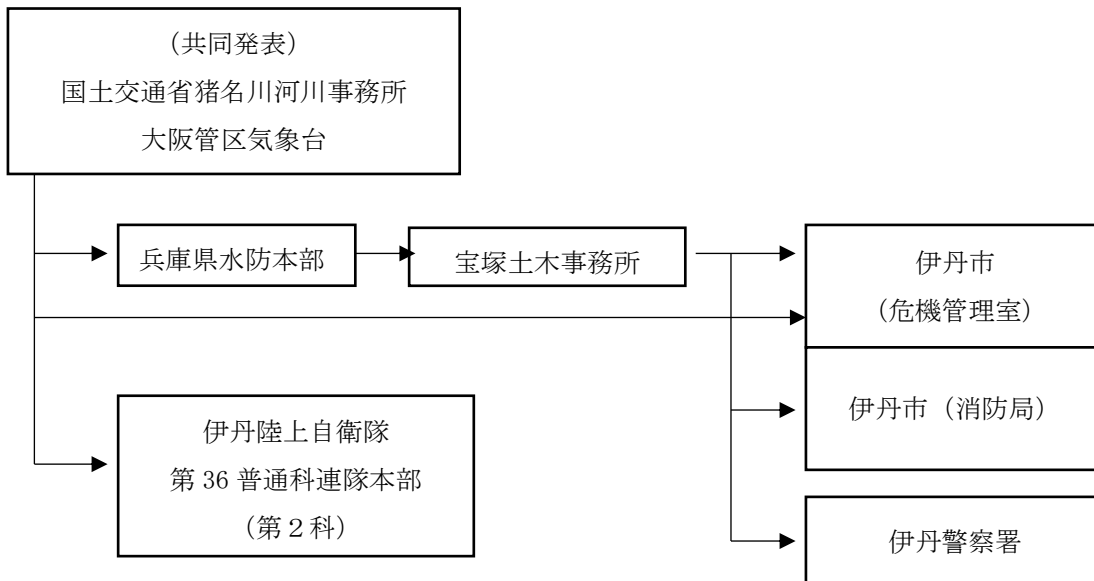
(3) 指定洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、又は、氾濫危険水位を超える状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とする警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ、避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

※令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、猪名川・藻川においては、大雨特別警報等への切替え時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

(4) 洪水予報の通知

猪名川・藻川



## 2. 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

### (1) 洪水予報の対象区域

河川名	武庫川
区域	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1番1地先から海に至るまで 右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで
発表者	阪神南県民センター（西宮土木事務所） 神戸地方気象台

### (2) 洪水予報の対象とする基準水位観測所

河川名	武庫川
発令県民局	阪神南県民局
発令事務所	西宮土木事務所
水位観測所	甲武橋
水防団待機水位（通報水位）	2.20m
氾濫注意水位（警戒水位）	3.20m
避難判断水位	4.10m
氾濫危険水位	5.20m
河口からの距離	8.05 km

### (3) 指定河川洪水予報の種類と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</p> <p>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫水位に到達したとき、又は、危険氾濫水位を超える状態が継続しているときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表され</p>

		<p>る。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ、避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

(4) 洪水予報の通知



### 第3節 水位周知河川、水位周知海岸における水位情報の周知・公表

#### (1) 水位周知河川

(参考：宝塚土木事務所)

河川名	武庫川	
水位観測所	生瀬	武田尾
水防団待機水位（通報水位）	1.80m	3.10m
氾濫注意水位（警戒水位）	3.20m	4.90m
避難判断水位	3.20m	5.90m
氾濫危険水位（特別警戒水位）	4.60m	8.70m
氾濫開始相当水位	5.60m	9.15m

#### (2) 水位周知海岸

(参考：宝塚土木事務所)

所管	海岸名	検潮所	高潮特別警戒水位	関係水防団体
宝塚土木事務所	大阪湾沿岸	神戸・尼崎	T. P + 2.20m	伊丹市

#### (3) 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報の通知及び周知 通知方法・通知先は、水防警報と同様である。

## 第7章 水防警報

### 1. 国土交通大臣の発する水防警報

#### (1) 水防警報の対象区域

河川名	区域
猪名川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川合流点まで
藻川	猪名川分派点から猪名川合流点まで

#### (2) 水防警報の対象とする河川

河川名		猪名川・藻川	
水防警報の対象とする量水標位	量水標	小戸（おおべ）	
	所在地	池田市西本町	
	零点高	21.307m	
	水	水防団待機水位（指定水位）	1.00m
		氾濫注意水位（警戒水位）	2.50m
		避難判断水位	3.40m
		氾濫危険水位	4.00m
計画高水位	5.15m		
位	河口からの距離	19.4km	

#### (3) 水防警報の種類

種類	内容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて行う。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて行う。
解除	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

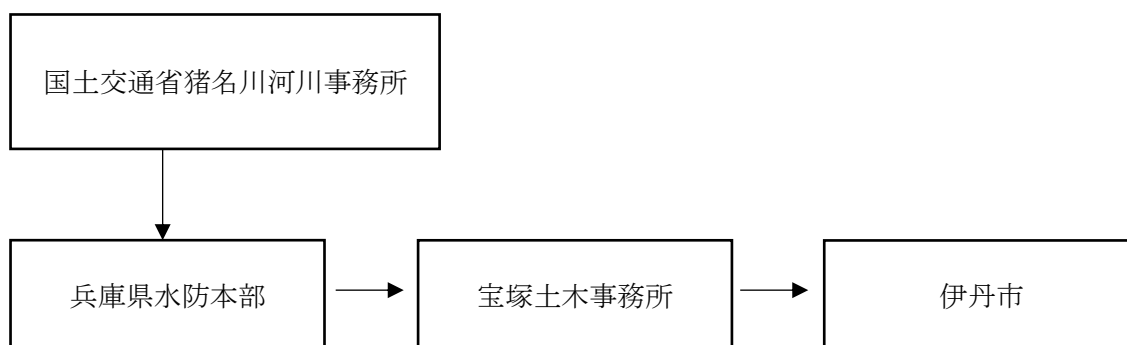
(4) 水防警報の発令基準

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位をもとに概ね、次の時期に発表される。

河川		猪名川・藻川
量水標		小戸（おおべ）
第1段階	待機	水防団待機水位(指定水位)に達する時
第2段階	準備	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前
第3段階	出動	氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前
第4段階	解除	水防活動の必要がなくなった時

(5) 水防警報の通知

猪名川・藻川



## 2. 知事の発する水防警報

### (1) 水防警報の対象区域

(参考：宝塚土木事務所)

河川名	発令対象区域	水位局の名称	関係水防団体
武庫川	武田尾温泉から生瀬橋上流まで	武田尾	伊丹市
	生瀬橋下流から伊丹市と尼崎市との行政区界まで	生瀬	宝塚市 西宮市

大阪湾沿岸	尼崎市、西宮市、芦屋市及び神戸市の海岸
-------	---------------------

### (2) 水防警報の対象とする河川

(参考：宝塚土木事務所)

河川名	武庫川
発令県民局	阪神北県民局
発令事務所	宝塚土木事務所
水位観測所	生瀬
水防団待機水位（通報水位）	1.80m
氾濫注意水位（警戒水位）	3.20m
避難判断水位	3.20m
氾濫危険水位	4.6m

### (3) 水防警報の種類

(参考：宝塚土木事務所)

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号 出動	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第4号 解除	水防活動を終了させるもの

### (4) 水防警報の発令

阪神北県民局長等は、洪水又は高潮発生時において県水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び潮位状況を判断し、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民局長等が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、宝塚土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するととも

に上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

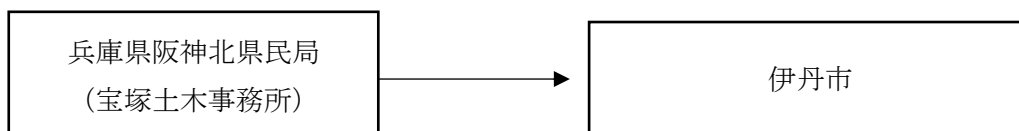
(参考：宝塚土木事務所)

	武庫川水防警報の発令基準
1号 (待機)	生瀬水位観測所の水位が、水防団待機水位 1.80mを上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
2号 (準備)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生瀬水位観測所の水位が 2.50m (水防団待機水位と氾濫注意水位の概ね中間値) に達し、さらに氾濫注意水位 (3.20m) に上昇するおそれがあるとき。</li><li>・水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。</li></ul>
3号 (出動)	<ul style="list-style-type: none"><li>・生瀬水位観測所の水位が、氾濫注意水位 (3.20m) に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。</li><li>・水防事態の発生が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。</li></ul>
4号 (解除)	生瀬水位観測所の水位が 2.50mを下回り、今後、水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

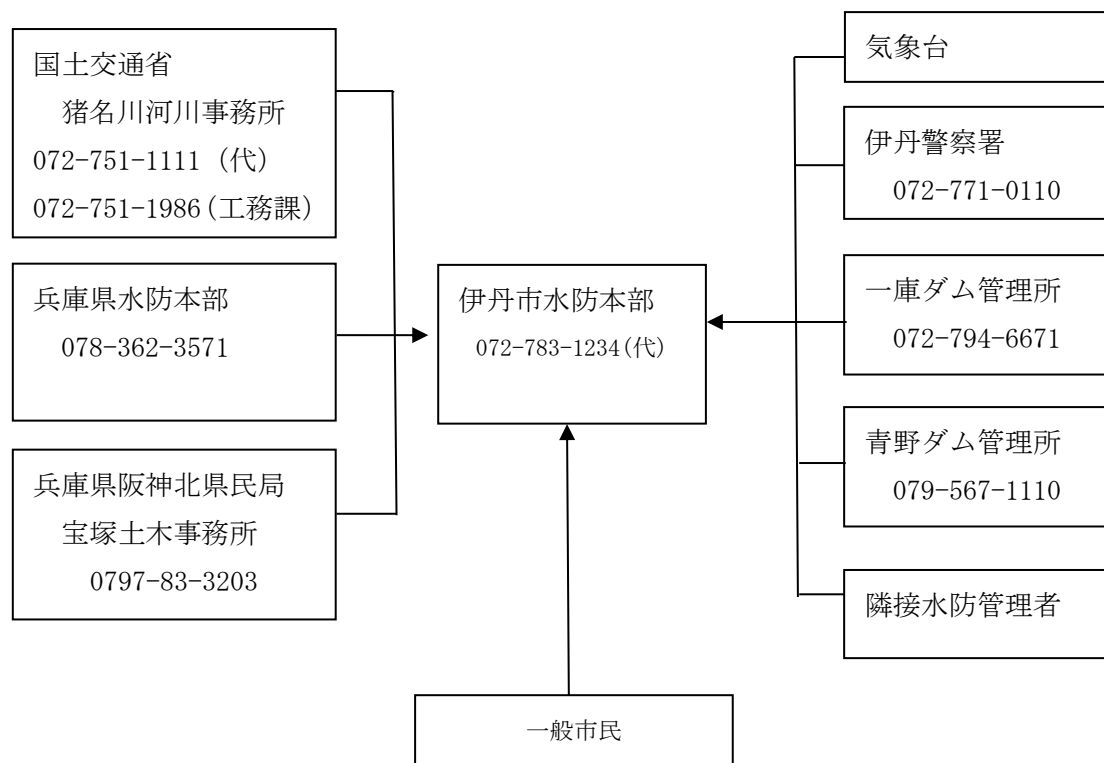
注2) 水防警報を公表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

#### (5) 水防警報の通知



## 第8章 情報収集及び連絡

### 1. 情報収集経路



### 2. 関係機関の連絡先

連絡先	所在地	責任者	電話番号
伊丹警察署	伊丹市千僧	署長	072-771-0110
陸上自衛隊 第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘	連隊長	072-782-0001 内線 4031, 4032 (夜間)当直司令 4004
伊丹業務所 (非常時のみ開設)	伊丹市千僧	宝塚土木事務所長	072-785-9478
兵庫県 (水防本部)	神戸市中央区	兵庫県知事 (土木部河川整備課)	078-362-3571
兵庫県阪神北県民局	宝塚市旭町	局長	0797-83-3124

連絡先	所在地	責任者	電話番号
宝塚土木事務所	宝塚市旭町	所長	0797-83-3203
阪神農林振興事務所	三田市天神	所長	079-562-8912
猪名川河川事務所	池田市上池田	所長 (工務課)	072-751-1111 072-751-1986
隣接水防管理者	池田市城南	池田市長	072-752-1111
〃	豊中市中桜塚	豊中市長	06-6858-2525
〃	川西市中央町	川西市長	072-740-1111
〃	尼崎市東七松町	尼崎市長	06-6489-6880
〃	宝塚市東洋町	宝塚市長	0797-71-1141
〃	西宮市六湛寺町	西宮市長	0798-35-3151

## 第9章 消防団の出動

消防団員は、水防管理者より依頼があったときは、直ちに出動し、水防作業に従事するものとする。

### 1. 水防区域等

消防団が行う水防区域は市全域とし、必要に応じ方面隊を編成し出動するものとする。

### 2. 通報

団員は、水害の発生する恐れがある異常事態を発見したときは、速やかに分団長を通じ団本部及び消防局に通報するものとする。

### 3. 出動の指示

団長は、水害の発生する恐れがあるとき、または発生したときは、水防本部と協議し、必要な分団に出動を指示するものとする。

### 4. 安全確保

団員は、洪水、土砂災害のいずれにおいても自身の安全確保に留意し、水防活動は原則として複数人で実施するものとする。

### 5. 消防団の配備体制

区分	動員
警戒配備 (水防本部設置)	消防団長
第1配備 (水防指令1号)	副団長 本部指導員
第2配備 (水防指令2号)	全消防団員

## 第10章 自衛隊の出動

伊丹市地域防災計画第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期」第9節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

## 第 1 1 章 ポンプ場及び貯留施設

名 称	所 在 地	管理者	備 考	連絡先等
湊雨水	森本 1 丁目	上下水道 事業管理者	$\phi 500\text{mm} \times 0.53 \text{ m}^3/\text{秒} \times 75\text{kw}$ (モーター) 着脱式水中ポンプ 2 台 $\phi 500\text{mm} \times 0.78 \text{ m}^3/\text{秒} \times 150\text{kw}$ (エンジン) 立軸斜流ポンプ 2 台 $\phi 450\text{mm} \times 0.5 \text{ m}^3/\text{秒} \times 90\text{kw}$ (モーター) 立軸斜流ポンプ 1 台	072-784- 8072
北河原 雨 水	北本町 1 丁目	〃	$\phi 700\text{mm}$ 水中ポンプ 2 台 75kw モーター Q:1.38 $\text{m}^3/\text{秒} \times 2$ 台	〃
鶴 田 雨 水	岩屋 2 丁目	〃	$\phi 2200\text{mm}$ スクリューポンプ 2 台 ディーゼル 125kw Q:1.5 $\text{m}^3/\text{秒} \times 2$ 台 $\phi 2600\text{-mm}$ スクリューポンプ 1 台 ディーゼル 213kw Q:2.3 $\text{m}^3/\text{秒} \times 1$ 台	〃
中野東 雨 水	中野東 1 丁目	〃	$\phi 800\text{mm}$ 立軸軸流ポンプ 2 台 ディーゼル 80kw Q:1.4 $\text{m}^3/\text{秒} \times 2$ 台	〃
西 野 雨 水	西野 1 丁目	〃	$\phi 800\text{mm}$ 立軸斜流ポンプ 3 台 ディーゼル 125kw Q:1.5 $\text{m}^3/\text{秒} \times 3$ 台 滞水池 4,800 $\text{m}^3$	〃
三 平 雨 水	東有岡 5 丁目	〃	$\phi 500\text{mm}$ 水中ポンプ 1 台 45kw モーター Q:0.45 $\text{m}^3/\text{秒} \times 1$ 台 $\phi 1,000\text{mm}$ 立軸斜流ポンプ 2 台 ディーゼル 154kw Q:2.72 $\text{m}^3/\text{秒} \times 2$ 台	〃

(Q:排水量)

名 称	所 在 地	管理者	備 考	連絡先等
金 岡 貯 留	御願塚 6 丁目	上下水道 事業管理者	<p>φ 350mm 水中ポンプ 2 台 75kw モーター Q:0.275 m<sup>3</sup>/秒 × 2 台</p> <p>φ 300mm 水中ポンプ 1 台 55kw モーター Q:0.2 m<sup>3</sup>/秒 × 1 台</p> <p>貯留量 40,000 m<sup>3</sup> φ 7,000mm × 1,150m (トンネル長)</p>	072-784- 8072
瑞ヶ丘 貯 留	瑞ヶ丘 1 丁目	〃	<p>φ 200mm 水中ポンプ 2 台 7.5kw モーター Q:1.8 m<sup>3</sup>/分 × 2 台</p> <p>貯留量 2,500 m<sup>3</sup> 一号調整池(縦 55m × 横 12m × 高さ 3.5m) 二号調整池(縦 53m × 横 34m × 高さ 1.2m)</p>	〃
伊丹小 貯 留	船原 1 丁目	〃	<p>φ 80mm 水中ポンプ 2 台 3.7kw モーター Q:0.034 m<sup>3</sup>/分 × 2 台</p> <p>貯留量 1,500 m<sup>3</sup> (縦 48m × 横 8m × 高さ 4m)</p>	〃

(Q:排水量)

⇒ 伊丹市水防計画 (巻末資料) 参照  
水防施設位置図

## 第 1 2 章 水防倉庫及び水防用資器材等

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、これらの施設及び機材の確保に努める。

### 1. 水防倉庫

#### (1) 水防倉庫

区域	名称	所在地	対象とする重要水防区域	管理者
中部	広畑水防倉庫	広畑 3 丁目 1-3	猪名川右岸 天神川 天王寺川 昆陽池 瑞ヶ池	危機管理室
南部	南野水防倉庫	南野北 1 丁目 350-1 (JR 山陽新幹線高架下)	金岡雨水幹線	危機管理室
鶴田	鶴田水防倉庫	岩屋 2 丁目 3-24	猪名川左岸 空港川	上下水道局

#### (2) 地域の水防倉庫（小規模）

地区名	施設名称	所在地	管理者
東有岡	東有岡センター	東有岡 1 丁目 19	危機管理室
行基町	行基町児童遊園地	行基町 2 丁目 86	危機管理室
瑞原	城ヶ市公園 (瑞原センター)	瑞原 3 丁目 63	危機管理室
昆陽南	せつようセンター	昆陽南 3 丁目 3-6	危機管理室
桑津	西桑津センター	桑津 2 丁目 1-22	危機管理室
堀池	人権啓発センター	堀池 2 丁目 2-20	危機管理室

※各施設に配置している物置を示す。

## 2. 水防用資器材

本市の水防倉庫等で確保している資機材の種類・数量は次のとおり。

### (1) 水防倉庫

(令和7年(2025年)4月1日現在)

品名(単位)		場所			計
		中部 広畑	南部 南野	鶴田 岩屋	
土のう	袋	3,200	950	300	4,450
土のう用袋	袋	1,800	4,000		5,800
ビニールシート	枚	1,100	100		1,200
鋼くい(1.2m)	本	76	30	30	136
針金	kg	40	100	50	190
かけや	丁	12	9	2	23
スコップ	丁	57	10		67
たこづき	丁	5	4	2	11
水中ポンプ	基	12	5		17
じょれん	丁	10	5	5	20
つるはし	丁	3	10	5	18
ゴムホース	巻	8			8
丸太	本	60			60
なた	本	2	1		3
ビニール紐	m		400	200	600
ロープ(クレモナ)	m	300	200	60	560
ハンマー	丁	8	2	3	13
一輪車	台	6	7		13
かま	丁	5	3		8

(2) 地域の水防倉庫（小規模）

品名（単位） 施設名称	土のう （袋）	土のう用袋 （袋）	スコップ （丁）	水沖ポンプ （基）	一輪車 （台）	台車 （台）
東有岡センター	100	500	4	2	1	1
行基町児童遊園地	200	500	4	4	1	2
城ヶ市公園 （瑞原センター）	200	500	2	1	1	1
せつようセンター	150	500	2	1	2	0
西桑津センター	200	500	2	2	0	2
人権啓発センター	200	0	0	0	1	0
計	1,050	2,500	14	10	6	6

3. 救命用器材

（令和7年（2025年）4月1日現在）

品名	数量	品名	数量
潜水器具一式	15 式	発電機	19 台
救命胴衣	128 着	携帯無線機	31 台
水中投光器	8 器	携帯用投光器	50 台
救命浮環	24 個	携帯拡声器	23 器
救命用ボート	2 隻	AED	8 台
救命索発射銃	2 丁	人工呼吸器	6 台

4. 資器材に関する管理及び調達

(1) 管理

水防管理者は、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

(2) 調達

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は都道府県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省猪名川河川事務所長又は兵庫県宝塚土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

## 5. 輸送の確保

水防管理者は、非常の際、重要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

水防管理者は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成することとする。

## 第13章 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

### 1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、河川の堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、水防管理者は、直ちに以下に掲げる関係機関に通報するものとする。

関係機関	通報担当者	連絡先
猪名川河川事務所	総括本部事務局	072-751-1111
（工務課）	〃	072-751-1986
兵庫県 河川整備課	〃	078-362-3571
農地整備課	〃	078-362-3433
宝塚土木事務所	〃	0797-83-3203
（伊丹業務所）	〃	072-785-9478
阪神農林振興事務所	〃	079-562-8912
伊丹警察署	〃	072-771-0110
交番及び駐在所	伊丹警察署	072-771-0110
陸上自衛隊 第36普通科連隊	総括本部事務局	072-782-0001
JR西日本 伊丹駅	〃	070-1224-9625
阪急伊丹駅（塚口駅）	〃	06-6421-7769
伊丹市交通局	〃	072-781-3751
市立伊丹病院	〃	072-777-3773
伊丹市教育委員会	〃	072-783-1234

### 2. 決壊後の処置

河川が決壊したときの処置は、概ね次のとおり行うものとする。

- (1) 監視員その他の者から河川決壊の報告、またはこれに準ずる事態が発生した場合、水防本部は関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。
- (2) 決壊後といえども、市長（水防管理者）、水防団長及び消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (3) 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長（水防管理者）又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

## 第14章 避難

伊丹市地域防災計画第3編「風水害対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」第8節「避難指示、避難誘導」を準用する。

なお、参考として該当ページをこの章においても掲載する。

⇒ 伊丹市水防計画（資料編） 参照

【資料15】 水害時避難指示等の発令基準

【資料16】 自主避難所一覧

【資料17】 指定緊急避難場所・指定避難所数一覧

## <参考>

### 【活動の目的】

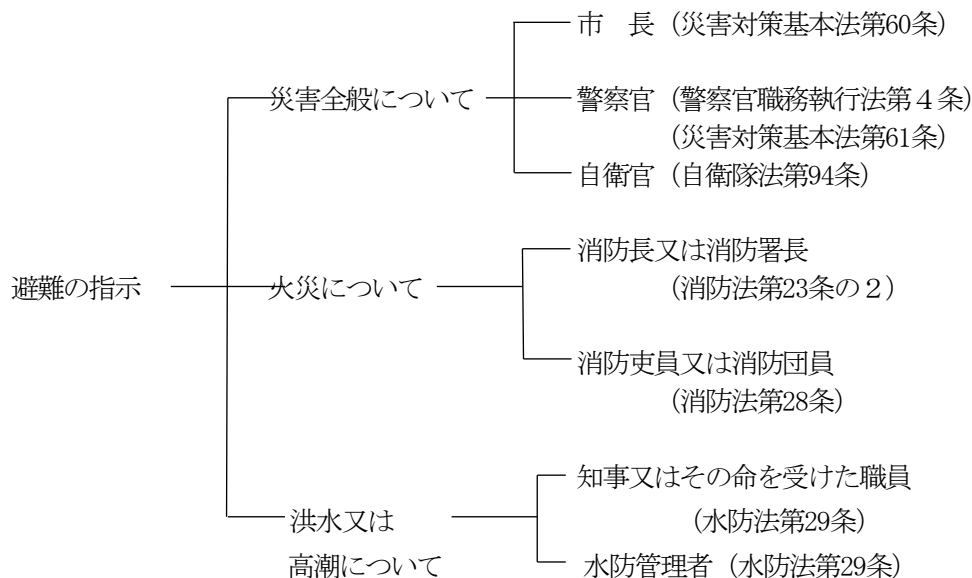
災害が発生し、又は発生する恐れがあり避難の必要が生じたときは、市民に対し、避難指示を行うとともに、安全な場所まで迅速に誘導し、必要な場合には避難所を供与する。

## 1. 避難指示

### (1) 実施責任者

市長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のための立ち退きの指示を行うものとする。実施責任区分は次表のとおりであるが、市長の行う避難指示についても緊急を要する場合は当然予想されるので消防長、消防署長及び消防吏員等が指示を行い得るよう市長の権限の一部を代行させることを考慮するものとする。

### (2) 実施責任区分



### 【具体例】

- ア. 気象台から豪雨、台風、地震等、災害に関する警報や土砂災害警戒情報が発せられ避難を要すると判断されるとき。
- イ. 関係官公署から、豪雨、台風災害に関する通報や武庫川水系氾濫予測システムにおいて氾濫予測情報があり、避難を要すると判断されるとき。
- ウ. 河川の洪水にともなう避難指示等は、【資料3 5】水害時避難指示等の発令基準及び「伊丹市避難指示等の判断・伝達マニュアル<水害編>」に基づき、総合的に判断して発令する。
- エ. 河川の上流地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。
- オ. 火災が風下に拡大する恐れがあるとき。
- カ. ガスの流出拡散により、人命・その他に多大な被害を及ぼす恐れがあり、避難を要すると判断されるとき。
- キ. 土砂災害にともなう避難指示等は、【資料3 7】土砂災害避難指示等の発令基準を参考に、総合的に判断して発令する。

(3) 避難指示  
市長等の行う風水害時における避難指示の措置等はおりのとおりとする。

実施者	状況	措置及び方法
市長 (指示)	大雨等に伴う浸水、土砂災害等の事態が発生し、又は発生の恐れがあり、住民等の生命・身体に危険を及ぼし、又は、及ぼす恐れがあると認めたとき。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危険地帯の住民に対して、速やかに立ち退きの指示をする。</li> <li>2. 事態の状況により危険となった地域に対して、避難先を明示して指示する。</li> <li>3. 指示の避難発令基準を満たした場合、避難場所の開設を終えていなくても避難を指示する。</li> <li>4. 職員等を派遣し、指示の周知・徹底に努め避難場所へ誘導する。</li> <li>5. 災害が発生した場合は、直ちに全力をあげて被害の状況把握に努める。</li> </ol>
警察官 (指示)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大雨等に伴い、住民の生命・身体に危険を及ぼす恐れのある事態が発生し、市長の避難指示を待っては時期を失すると認めたとき、又は市長から要請があったとき。</li> <li>2. 住民の生命・身体に危険が切迫しているとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管内の避難所の実態を勘案し、避難を指示し誘導する。</li> <li>2. 上記の措置を講じたときは、市長に通知する。</li> <li>3. 管内地域の状況把握に努め、危険が切迫していることを認めたときは、直ちに避難を指示する。</li> </ol>
知事又はその命を受けた吏員及び市長	大雨等の発生により河川の氾濫による沿岸、河川等の付近の住民に危険があると認めたとき。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直ちに危険が予想される沿岸、河川等に職員を派遣し、異常現象、その他地震により予想される事態の発見に努める。</li> <li>2. 沿岸、河川の水害危険地域の住民に避難指示の周知徹底に努め、所定の避難場所に誘導する。</li> </ol>
	大雨等の発生に伴う土砂災害により住民の生命・身体に危険があると認めたとき。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害危険地帯に職員を派遣し、土砂災害が予想される異常現象の発見に努める。</li> <li>2. 土砂災害を発見し、又は土砂災害が予想される異常現象を発見したときは、危険地域の住民に対して、避難指示を周知、徹底する。</li> <li>3. 上記2つの指示をしたときは、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知する。</li> </ol>

## 2. 避難指示の伝達、周知

### (1) 避難指示等の区分

避難指示等は、関係機関、特に県、警察、消防、自衛隊、放送局、新聞社等と密接な連絡のもとに、「避難情報に関するガイドライン(内閣府(防災担当))」に基づいた警戒レベルを用いて、災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図るものとする。

5段階の警戒レベルについては、次のとおり。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	住民が取るべき行動	情報発信源
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保	市
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	
2	大雨・洪水・高潮注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	気象台
1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	

### (2) 避難情報の伝達内容

- ① 実施責任者
- ② 避難すべき理由
- ③ 避難対象地域又は地区
- ④ 避難すべき場所
- ⑤ 避難経路
- ⑥ 避難にあたっての注意事項

### (3) 避難情報の伝達方法

#### ① 広範囲の場合

屋外拡声器、市ホームページ、緊急災害情報メールエリアメール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、いたみ防災LINE、ひょうご防災ネット、FM いたみ、CATV等

#### ② 小範囲の場合

マイク放送(携帯又は消防車)、屋外拡声器広報車、いたみ防災LINE、ひょうご防災ネット、FMいたみ放送、CATV等

#### ③ 必要に応じ上記を併用するとともに、戸別に口頭伝達を行う。

##### ※ 戸別訪問による伝達

避難指示が、夜間、停電時又は風雨が激しく各戸に対し完全に周知徹底することが困難な場合は、消防団、自治会等の組織を利用して各家庭を訪問し、伝達の周知を図る。なお、この方法については、平常時より関係者との相互協力体制を十分に整えておくものとする。

### (4) 避難にあたっての注意事項

- ア. 避難に際しては、必ず火気危険物等を始末し、戸締りを完全に行うこと。
- イ. 会社工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類、ドラム缶の流出防止、発火しやすい薬品、電気・ガス等の保安措置を講ずること。

- ウ. 避難者は2食程度の食料、水、手拭、チリ紙、最小限の着替、肌着、照明具、救急薬品を携行すること。(乳幼児がいる場合は、ミルク、哺乳ビン、紙オムツ)
- エ. 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭布等を着用し、必要に応じ雨合羽、雨外とう等の防雨、防寒衣を携行すること。
- オ. 単独行動は避け、隣近所そろって避難すること。
- カ. できれば氏名票を携行すること。(住所、氏名、年令、血液型等を記入したもので水に濡れてよいもの)
- キ. 貴重品以外の荷物(大量の家具衣類等)は持ち出さないこと。
- ク. 前各号のうち平素用意しておける物品、その他は非常の標示をした袋に入れておくこと。
- ケ. 病院、老人等の収容施設については、平常から避難計画を定めておくこと。
- コ. 指定避難所への避難のほか、在宅避難や安全な場所であれば自宅での垂直避難また親戚、友人宅への避難など分散避難を行うこと。
- サ. 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うこと。

### 3. 警戒区域の設定

#### (1) 実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命や身体に対する危険を防止するために特に必要があるとき、市長は、応急措置の一つとして警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる(災害対策基本法第63条第1項、警戒区域設定権)。

※ 警戒区域の設定が、避難の指示(同法第60条)と異なる点は、第1に、避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的事とらえて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される(同法第11

6条第2項) ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市町村長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市町村の吏員に委任することができる。

(2) 警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容(要件)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	〃
自衛官	災害全般	同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき。	〃
消防長又は消防署長	水害を除く 災害全般	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員		災害の現場において、活動確保を主目的として設定する。	消防法第28条
水防管理者	洪水	水防上緊急の必要がある場合において設定する。	水防法第21条

(3) 警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、災害がより急迫しており、人的、物的に大きな被害を招くことが予想される場合にとられる措置であることから、時期を失することのないよう迅速に実施する必要がある。しかし災害の種別によっては、円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施することもある。

警戒区域の設定範囲は、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから不必要な範囲にまで設定することのないように留意する必要がある。

このようなことから、警戒区域の設定をいかなる範囲に設定するか判断は、高度の技術的知識、経験と慎重さが求められるものである。したがって、警戒区域の設定は、これらの要因と迅速、かつ的確な実施が図れるよう配慮し、設定時期を失することのないよう措置しなければならない。

## 災害別警戒区域設定の時期と範囲（例示）

風水害 地震災害	市長は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、土砂災害警戒区域等について警戒区域の設定を行い、立入制限等を実施する。予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。
危険物 災害	<p>危険性物質に係わる災害においては、この種の警戒範囲については、そのものの性質により拡大延焼速度が速いこと、消防活動が困難であることから、人的物的被害を最小に抑え、消防活動を円滑にするため、災害発生時、速やかに設定することが必要である。</p> <p>この場合、風速、風向を考慮し、可燃性ガス検知器等によって危険範囲を確かめつつ、災害発生初期時には比較的範囲を広めて設定し、順次縮小をはかることを考慮する。また爆発したときの飛散物火災の延び等を推定した距離をとる必要がある。</p>

## 4. 避難指示又は警戒区域設定の報告

### (1) 県知事及び警察署長に対する報告通知

避難のための立退きを指示し、又は警戒区域を設定したときは、速やかに、その旨を県知事に報告するとともに当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

### (2) 関係機関との連絡

避難指示又は、警戒区域の設定は、次に掲げる関係機関へ通知連絡し、所要の措置を講ずるよう指示又は要請する。

県警本部	避難活動の実施協力要請
県関係出先機関	避難活動の実施協力要請
自衛隊地方連絡本部	県知事を通じて被災者の誘導、収容に対する出動要請
報道機関	指示の放送要請

## 5. 避難誘導及び移送

### (1) 避難の誘導者

避難の誘導者は原則として、市長又は知事の命を受けた職員と警察官、消防職員、消防団員、自衛官等が行うものとし、誘導にあたっては、極力安全と統制を図るものとする。

### (2) 避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

- ① 老幼者、傷病人、妊産婦、身体障害者、介助が必要な者及びその支援者
- ② 一般市民

### (3) 誘導方法及び輸送方法

- ① 避難経路については、本部長又は関係部長により指示がない場合にあつては避難誘導にあたる者が、適宜、指定するように努める。この際、火災・落下物・危険物等の回避に十分配慮するものとする。
- ② 避難経路中に危険な箇所があるときは、明確な標示、なわ張り等を行い避難に際しあらかじめ伝達する。
- ③ 特に危険な箇所及び要所は、誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- ⑤ 誘導員は、出発、到着の際、人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- ⑥ 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両等により輸送を行う。  
なお、被害地が広域で、大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、県に対して応援要請を行うものとする。
- ⑦ 避難開始とともに、警察官、消防職員、消防団員等による現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

### (4) 避難誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたって、常に次の事項を配慮して行う。

- ① 避難経路の安全度及び支障有無について常に注意し、危険を認め支障があることを知ったときは、直ちに被災者を他の安全な場所に誘導する。
- ② 避難に障害となる荷物等を運搬する者への警告、制止に努める。
- ③ 避難場所及び避難経路、その他注意事項を避難者に告げる。

## 6. 避難所の供与

### (1) 指定避難所の選定及び指定

指定避難所は、災害に対し安全な建物で、給水・給食施設を有するもの、又はできる限り給食等の搬送が容易に行える施設で、被災地から近い場所を選定するものとする。

### (2) 指定避難所の供与

指定避難所の供与が必要となった場合は、第2編「震災対策計画」第2.1章「初動対応期」第2.0節「指定避難所の開設・運営」に基づき、対処するものとする。

この際、高齢者や障がい者、病弱者等の要配慮者に対しては、できる限り共同利用施設、福祉施設等の収容避難所に優先的に収容できるよう配慮するものとする。

なお、要配慮者の収容について、市内避難所では対応できない場合は、県及び近隣市町等に避難所の利用提供について協力を要請するものとする。

## 7. 社会福祉施設、学校、医療施設等における避難対策

### 7.1 要配慮者利用施設等への情報伝達

土砂災害警戒区域及び河川の浸水想定区域内にある要配慮者の利用する施設（水防法第15条第1項第4号に定める社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対して、施設利用者が円滑かつ迅速な避難を確保するため、災害情報、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容等を情報提供する。

### 7.2 学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小・中・高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設、保育所（園）並びに認定こども園（以下「学校等」という。）の管理責任者は次により、児童生徒を迅速・適切に避難させる。

(1) 学級担任教職員により、人員の確認と同時に職員の手分けにより、校舎内を巡回し、残留している児童生徒等の有無のほか、火気の始末等を確認する。

(2) 学校長等は警報の発表等の情報を収集・把握し、校外避難の必要を認めるときは、次により所定の避難場所に誘導し、収容する。

#### ① 避難誘導方法

避難行動にあたっては、学級単位又はでき得る限り小集団に区分し、各集団に教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して、避難途中における脱落者のないよう配慮を行い、特に次の事項について留意するものとする。

ア. 特に小学生及び園児等は校舎を出ると、団体から離れやすい（恐怖心、家族の安否を心配）から脱落者のないよう十分配慮する。

イ. 避難行動に際しては、運動靴をはき、帽子をかぶり、カバン等の荷物は持たないよう指示する。

ウ. 児童生徒等にとっては、教職員は唯一の頼りであることを念頭におき、的確な判断により行動する。

エ. 児童生徒等が引率者を見失うことのないよう色腕章、標示布（旗）等を用いる。

② 避難場所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難場所に児童生徒を収容した場合、速やかに保護者に連絡する。また、災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、保護者の出迎え又は連絡を待つて引き渡すことを原則とする。

7.3 医療施設等における避難措置

水害により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等の養護施設（以下「医療施設等」という。）の管理者は、次によりその施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速・適切に避難させる。

(1) 水害発生の危険がある場合の措置

病院等の施設内に収容されている患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者及び幼児等であり、従って水害発生の危険がある場合は、特に迅速、適確に被災の状況を把握するとともに、患者等に対しては、極度の恐怖感、不安感をなくすよう慰撫に努め、また緊急に避難が実施し得るよう輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資器材を確保し、医師、看護師、養護員等の職員を適切に配置する。

(2) 避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体の状況に応じ区分し、輸送又は搬送のほか歩行可能のものは、独歩により、誘導員その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難場所又は他の安全な医療施設に移送する。

(3) 応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、市長及び最寄りの警察署長に応援協力を要請する。

## 8. 複合災害における避難所対策

(1) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者が発生した場合に対応するため、下記のとおり感染症対策を講じる。

ア. 指定避難所の収容対策

新型コロナウイルス感染症等でソーシャルディスタンス確保を前提とした場合に、避難所のスペースが足りないことが想定されるため、次のとおり収容スペースの確保に努める。

(ア) 補助避難所

指定避難所以外に避難できる代替施設（以下「補助避難所」という。）として次のとおり定める。

・文化会館（東りいたみホール）・音楽ホール・演劇ホール・産業振興センター・図書館（本館）・生涯学習センター・北部学習センター

(イ) 民間施設等の活用

災害時におけるホテル等の民間施設の避難所活用を検討する。

## イ. 感染防止対策の整備

### (ア) 通常の避難所

学校体育館避難所に感染防止用間仕切りパーテーション・テントやマスク、消毒液、非接触型体温計等を配備するとともに、避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染予防対策編）に基づき、援護部、伊丹市保健師連絡会及び関係機関等と連携し避難者の健康管理など適切に対応する。

### (イ) 自宅療養者及び濃厚接触者の補助避難所

自宅療養者及び濃厚接触者の専用の補助避難所を昆陽池センターと定めるとともに、当該自宅療養者等の対象者に対し、県健康福祉事務所と連携して適切に対応する。

### (2) その他複合災害

その他の複合災害については、各種行政計画との整合を図りつつ対策を講じるものとする。

## 9. 避難指示の解除

避難指示の解除は、当該住民の周辺から災害による直接の危険が去ったと認められたときとする。解除の伝達方法は指示する際の方法を準用する。

## 第15章 他の水防機関との協力及び応援

### 1. 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき近隣市長又は消防機関の長に対して応援を求めるものとする。

また、他の水防管理者から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

法第23条に基づく隣接する水防管理団体は、次のとおりである。

隣接水防管理団体名	所在地	通信方法（電話）	主管課
池田市	池田市城南1丁目1-1	072-754-6263	総合政策部 危機管理課
豊中市	豊中市中桜塚3丁目1-1	06-6858-2683	都市経営部 危機管理課
川西市	川西市中央町12-1	072-740-1145	総務部 危機管理課
尼崎市	尼崎市東七松町1丁目23-1	06-6489-6165	危機管理安全部 災害対策課
宝塚市	宝塚市東洋町1-1	0797-77-2078	都市安全部 総合防災課
西宮市	西宮市六湛寺町8-28	0798-35-3626	総務局 危機管理室 防災危機管理課

### 2. 警察署との協議

水防管理者は、水防活動上において、必要に応じ下記の事項について協議するものとする。

- (1) 警察電話の使用（法第27条第2項）
- (2) 警戒区域の設定・警戒（法第21条）
- (3) 警察官の出動（法第22条）
- (4) 避難立ち退きの場合の措置（法第29条）
- (5) その他相互援助協定に基づき、市民保護と秩序維持のための警察官の出動を要請する。

### 3. 自衛隊の派遣要請及び協議

#### (1) 派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

#### (2) 協議

自衛隊に出動要請をした場合には、下記の事項について協議するものとする。

- ① 情報連絡
- ② 避難救助
- ③ 現場指揮所
- ④ 資材器具の提供

### 4. 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

#### (1) 水防連絡会

水防管理者は、都道府県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

#### (2) ホットライン

水防管理者は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省河川事務所や気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

### 5. 建設業組合（市内）との協定事項

(1) 水防管理者は、必要があるときは、建設業組合に対し、水防活動に要する人員並びに資材器具の提供を求めるものとする。

(2) 建設業組合は、水防管理者の要請があったときは、直ちに必要な人員並びに資材器具を調達し、水防活動に積極的に協力するものとする。

## 6. 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

# 第 16 章 水防職員之証及び水防活動委任証

## 1. 水防職員之証

法第 49 条第 2 項による身分証票は、次のとおりとする。

ただし、消防吏員にあつては消防職員手帳、消防団員は消防団員手帳を使用しても差し支えないものとする。

8.4cm

6 cm

表

水 防 職 員 之 証

第 号 交付 年 月 日

所属機関名

水 防

氏 名 印

生年月日

所属機関の長

注 水防の文字は赤色

裏

心 得

1. 本証は自己の身分を明らかにする。
2. 記名以外の者の使用を禁ず。
3. 本証の身分に異動のあつたときは、速やかに訂正を受ける。
4. 本証は、水防法第 49 条第 2 項に規定する証票である。

## 2. 水防活動委任証

水防管理者は、法第 19 条第 1 項に規定する水防管理者から委任を受けた者に対し、その公権力（緊急通行等）を付与されたことを示すための水防活動委任証を交付するものとする。水防活動委任証は、次のとおりとする。

(表)

第 号	伊丹市水防活動委任証
名称	
住所	
上記の者は、水防活動の委任を受けたものであり、水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	
	水防管理者 伊丹市長 ○○ ○○ 印

(裏)

留意事項
(1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

# 第 17 章 費用負担と公用負担

## 1. 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

## 2. 公用負担

### (1) 公用負担

法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

### (2) 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限証		
〇〇消防団〇〇部長		
何 某		
上記の者〇〇区域に於ける水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条		
第 1 項の規定する権限行使を委任したことを証明する。		
年 月 日		
〇〇水防団長		
〇〇水防管理者		
〇〇消防機関の長		
何 某 印		

(3) 公用負担命令書

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書		
第 号		
目的物	種類	員数
水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 2 8 条第 1 項により、使用(収用・処分)する。		
	年 月 日	
○ ○ 様		
		○○水防団長
		○○水防管理者
		○○消防機関の長
		何 某 印

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

# 第18章 水防信号、水防標識等

## 1. 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

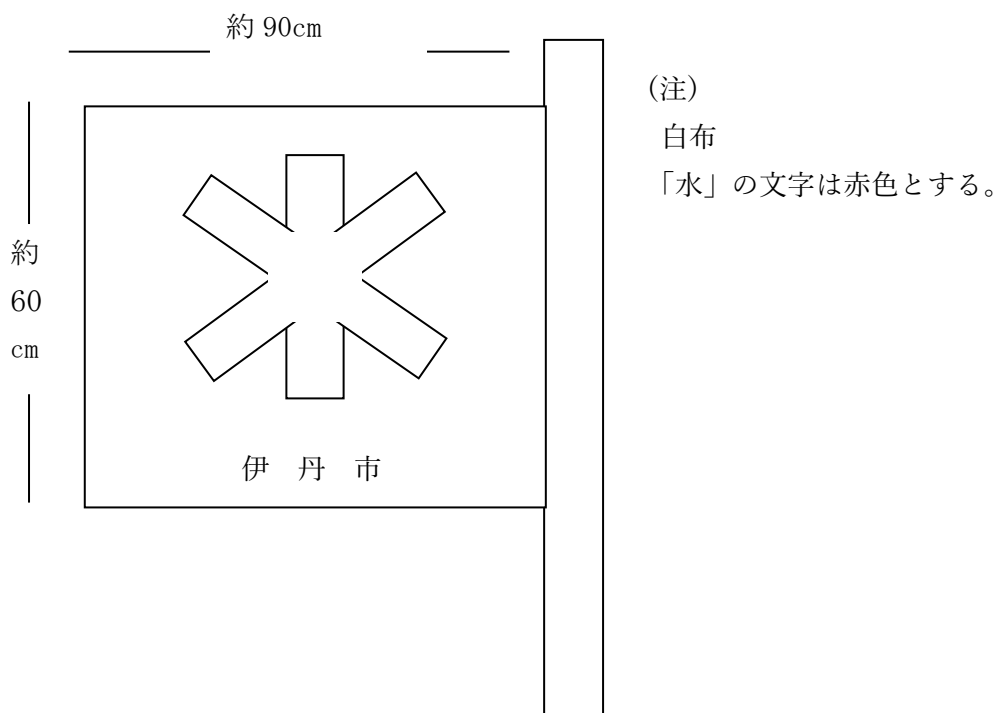
	警鐘信号			サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止	○ 休止	○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止
第4信号	乱 打			約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。			

- (1) 第1信号 河川の量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

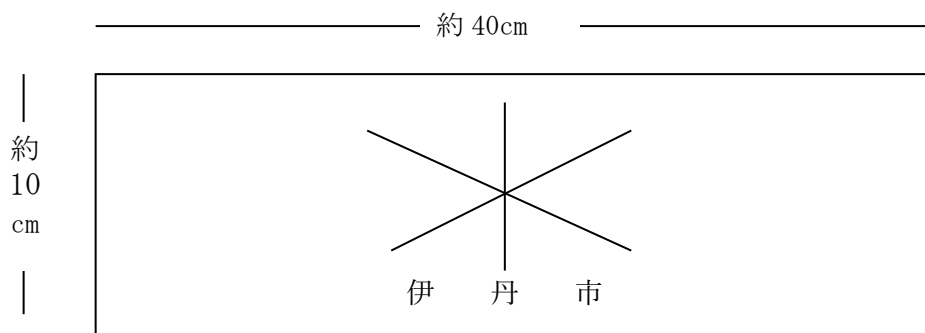
## 2. 水防標識

(1) 法第 18 条に基づく標識は、次のとおりとする。



(2) 腕章

水防業務に従事する者に対しては、以下に定める腕章を携行させるものとする。



(注) 「水」の文字は赤色とする。

## 第 19 章 水防態勢の解除

水防管理者は、警報の解除若しくは水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、又は地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

- (1) 水防本部（水防本部長）は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に周知する。
- (2) 水防管理者は、水防態勢の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、所轄土木事務所長、各農林（水産）振興事務所及び兵庫県水防本部に対して、その旨を報告するものとする。

## 第 20 章 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 水防実施状況報告書（様式 4 及び様式 4－2）
- (2) 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- (3) 法第 24 条の水防従事者又は雇入れた者の住所・氏名及び出務時間並びにその理由
- (4) 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- (5) 法第 28 条第 1 項により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第 28 条第 1 項により処分した障害物の種類・数量・所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第 28 条第 1 項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- (8) 法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- (11) 現地指導の公務員の職・氏名
- (12) 水防に従事中、負傷又は疾病にかかった者の職・氏名及びその手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表
- (15) 法第 32 条の 2 に基づく水防訓練の概要
- (16) 法第 34 条第 1 項の「水防協議会」の設置
- (17) 水防活動報告書（様式 5）

## 第 2 1 章 報告

### 1. 県知事への報告（宝塚土木事務所長経由）

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施状況報告書（様式 4 及び 4 - 2）に示す様式により、水防活動実施後 3 日以内に土木事務所を経由して県知事に次の事項を報告するものとする。

- (1) 「第 2 0 章 水防記録」の (1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)、(16) の事項
- (2) その他必要と認める事項

### 2. 宝塚土木事務所長への報告

水防管理者は、宝塚土木事務所長に次の事項について、その都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）または最高水位に達したとき、及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 水防の警戒を解除したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき、及びこれに対する措置。
- (5) 法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき。
- (6) 法第 25 条による堤防その他の施設の決壊の状況
- (7) 法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

上記事項のうち、(1) については、直下流水防管理者、水門及びため池等の管理者へ、(2)、(6) 及び (7) については、伊丹警察署長、隣接水防管理者及び阪神北県民局伊丹健康福祉事務所長へ通報する。

### 3. 水防管理者への報告

- (1) 水防区隊長が行うもの

水防区隊長は、次の事項を報告するものとする。

- ① 水防隊の出動及び解散命令の時刻
- ② 消防機関及び水防隊員に属する者の出動人員・職・氏名、及び出動中の時間
- ③ 堤防その他の施設等の損壊の箇所、種類、内容、延長及びこれに対する処置工法とその効果並びにその時刻
- ④ 使用材料の数量
- ⑤ 破損壊失の器具、資材の数量（壊失の場合はその事由を附記すること）
- ⑥ 法第 24 条によって従事させた者、または雇入れた者の住所・氏名及び出務時間並

びに事由

- ⑦ 法第 28 条による器具、資材の収用及び購入並びに障害物の処分または土地の一時使用等の事項
- ⑧ 警察機関の援助状況
- ⑨ 現場指揮者の官公吏の職・氏名
- ⑩ 防衛作業中に負傷または疾病にかかった者の職・氏名及びその手当
- ⑪ 量水標管理者または巡視員は警戒中の水位観測

(2) 総括本部事務局の責任者が行うもの

総括本部事務局の責任者は、水防活動の内容に応じ、次の事項を報告するものとする。

- ① 水防活動の開始及び終了の日時
- ② 気象情報（警報・注意報）に関する事
- ③ 水防指令の発令に関する事
- ④ 水防活動に当たった出動人数
- ⑤ 被害状況に関する事
- ⑥ 降雨量の観測に関する事
- ⑦ 水防活動の内容
- ⑧ 水防本部の設置場所、日時及び解除に関する日時
- ⑨ その他特記事項

## 第 2 2 章 水防計画

### 1. 伊丹市地域防災計画との関係

本計画は、水災が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び災害応急対策活動について定める。

### 2. 水防計画の策定及び変更について

水防計画は、法第 33 条の規定により兵庫県水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所等へ届け出なければならない。

また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、土木事務所等の協議の上、これを変更しなければならない。

水防管理者は、水防計画を定め、又は変更をするときは、あらかじめ、防災会議に諮らなければならない。

水防管理者は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨の公表に努めなければならない。

水防管理者は、水防計画について伊丹警察署長に通知する。

## 第 2 3 章 水防訓練

水防訓練は、法第 32 条の 2 の規定に基づき、毎年実施するものとする。

### (1) 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて十分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に市民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- ① 観測（雨量、水位、潮位、風速）
- ② 通報（無線、電話）
- ③ 動員（水防団、消防団、居住者の応援）
- ④ 輸送（資材、器材、人員）
- ⑤ 工法（各水防工法）
- ⑥ （排・取）水門、角落しの操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

### (2) 実施時期

水防管理者は、増水期までに水防訓練を行うものとする。

## 第 2 4 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

伊丹市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、伊丹市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の措置を講じる。

- (1) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置
- (2) 洪水・高潮ハザードマップの公表
- (3) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等



## 資料編

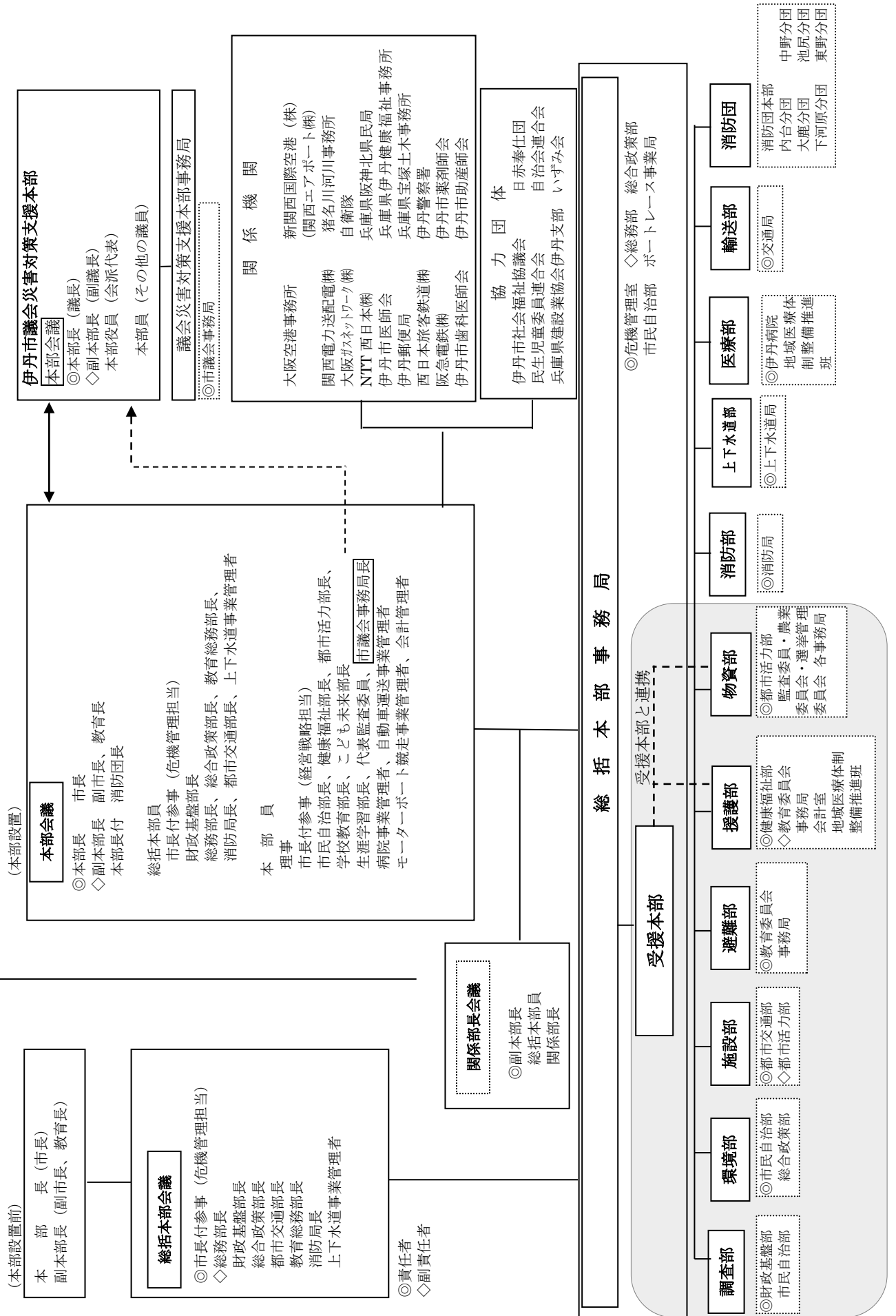
資料 1	伊丹市水防本部及び災害対策本部組織図	65
資料 2	伊丹市災害対策本部（水防）本部事務分	66
資料 3	伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌専決区分	74
資料 4	災害対策本部配置図（警戒配備以降）防災センター 2 階	79
	その他の主要な場所（第一配備以降）本庁舎各階	80
	災害対策本部配置図（第一配備以降）本庁舎 5 階（会議室 501）	81
資料 5	非常配備に伴う伝達基準	82
資料 6	風水害防災非常配備態勢	83
資料 7	伊丹市風水害防災計画動員数	84
資料 8	主要水門設置場所一覧表	85
資料 9	降雨情報システム活用フロー	87
資料 10	警報・注意報発表基準一覧表	88
資料 11	気象予報警報等伝達系統	89
資料 12	気象情報提供窓口一覧	90
資料 13	雨量・水位情報提供窓口一覧	90
資料 14	気象・防災情報の収集に活用するための Web サイト一覧	91
資料 15	水害時避難指示等の発令基準	93
資料 16	自主避難所一覧	94
資料 17	指定緊急避難場所・指定避難所数一覧	95
	福祉避難所一覧	103
資料 18	伊丹市防災会議委員名簿伊丹市防災会議幹事名簿	104
資料 19	伊丹市防災会議幹事名簿	105

## 法規関係

法 1	水防法抜粋	106
法 2	伊丹市防災会議条例	125



# 【資料1】 伊丹市水防本部及び災害対策本部組織図



## 【資料2】 伊丹市災害対策（水防）本部事務分掌

(◎責任者 ◇副責任者 ◆事務責任者 (班長))

	構 成 員	事 務 分 掌
本 部 会 議	◎本部長 ◇副本部長 本部長付 総括本部員 本部員 (伊丹市水防本部及 び災害対策本部組織 図による構成員)	1 災害対策（水防）本部の開設及び閉鎖の決定に関すること 2 災害（水防）対策に係る重要事項の検討及び基本方針の決定に関すること 3 災害（水防）対策に係る総合調整及び指示に関すること 4 関係機関への協力及び派遣要請に関すること 5 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関すること 6 災害救助法及び激甚災害指定の要請に関すること
関 係 部 長 会 議	◎副本部長 総括本部員 関係部長	1 本部会議の指示事項の処理に関すること 2 災害（水防）対策に係る重要事項の具体策の検討に関すること 3 本部会議を招集するに及ばない事項、または招集する暇がない場合の協議及び決定に関すること 4 各部との相互調整に関すること
総 括 本 部 会 議	◎市長付参事 (危機管理担当) ◇総務部長 総合政策部長 財政基盤部長 都市交通部長 教育総務部長 消防局長 上下水道事業管理者	1 災害（水防）活動が必要な場合における関係職員への指示に関すること 2 災害（水防）初期における本部長・副本部長との連絡調整に関すること 3 災害（水防）対策本部設置に係る本部員の招集に関すること 4 災害（水害）発生初動時における緊急体制（警戒配備）の整備に関すること 5 災害（水防）対策本部設置の検討に関すること 6 その他、応急対策上の必要事項に関すること

部	班・担当	担当課	事務分掌
総括本部 事務局 ◎危機管理室 ◇総務部 総合政策部 市民自治部 ポートレス事業局	統括司令班	◆危機管理室 政策室 施設マネジメント課 法制課 法務管理課	1 本部長・副本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理に関すること 3 本部会議、関係部長会議の庶務に関すること 4 災害に係る情報の収集・記録及び伝達に関すること 5 各部の総合調整及び連絡に関すること 6 自衛隊の派遣要請に関すること 7 防災行政無線の運用管理に関すること 8 災害救助法に基づく取りまとめに関すること 9 被災者生活再建支援制度に関すること 10 市議会との連絡調整に関すること 11 総括本部事務局の庶務に関すること
	受援本部 受援担当 ボランティア担当 物資担当	◆人材育成室 援護部と連携 物資部と連携	1 受援計画に関すること 2 応援要請の総合受付に関すること 3 各対策部との応援要請の調整に関すること 4 受援状況の取りまとめに関すること
	秘書班	◆秘書課	1 国・県関係等の災害視察者、見舞者に対する応対及び名簿、礼状等の作成に関すること 2 本部長、副本部長の被災地視察への対応に関すること
	広報班	◆広報・シティプロモーション戦略課 まちづくり推進課	1 市民に対する情報提供に関すること 2 報道機関に対する情報提供に関すること 3 報道機関に対する広報活動の要請に関すること 4 避難情報等の広報活動に関すること 5 被災者の相談及び要望、苦情等の処理に関すること 6 共同利用施設の避難所の開設に関すること 7 自治会等への協力要請に関すること 8 本庁舎、支所、分室等における災害関連情報の掲示に関すること 9 災害の記録に関すること
	総務1班	◆人事課 給与制度課 研修厚生課 ポートレス事業局 総務課 事業課	1 本部長・副本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 本部会議、関係部長会議で決定された重要事項の処理に関すること 3 職員の動員計画に関すること 4 総合相談窓口に関すること 5 職員の給食及び仮眠室の確保並びに保健に関すること

部	班・担当	担 当 課	事 務 分 掌
	総務2班	◆総務課 管財課 契約・検査課 ヒューマンリソース 戦略課	1 業者契約に関すること 2 緊急資材の確保、用品の調達及び輸送に関すること 3 庁内電話等通信施設、電気施設の整備及び維持管理に関すること 4 車両配車計画及び管理に関すること 5 災害対策本部室の開設に関すること 6 会議室・作業室の確保及び管理に関すること 7 市有財産（普通財産）及び財産区財産の管理に関すること 8 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	総務3班	◆デジタル戦略課	1 被災者名簿等の電算処理に関すること 2 SNS情報収集に関すること
	翻訳班	◆同和・人権・平和課	1 在日外国人等に対する窓口・情報提供に関すること 2 通訳・翻訳に関すること
各部共通事項			1 「災害対策本部組織図」による全ての「対策部」は、事務分掌による業務が開始されない場合にあっては既設の「対策部」の協力部として活動すること 2 本部長の特命に関すること 3 職員の動員計画による応援・協力体制に関すること 4 被害状況及び応急対策状況の報告に関すること 5 所管部局の被害状況の把握及び応急復旧に関すること 6 総括本部事務局指示事項に対する事務処理及び報告に関すること 7 罹災証明に係る被害状況調査に関すること（兵庫県家屋被害認定士の資格取得者） 8 「災害時の保健師活動マニュアル」に係る業務に関すること（保健師）

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">調 査 部</div> ◎財政基盤部 市民自治部	調査1班 (庶務担当)	◆市民税課 資産税課 徴収課  市民相談課	1 被害状況の初期調査及び報告書の作成並びに総括本部事務局への報告に関する事 2 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 3 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 4 罹災証明に係る被害状況調査及び交付に関する事 5 市税の減免に関する事 6 総括本部事務局の事務に関する事 7 「調査部」の応援要請のとりまとめに関する事 8 「調査部」の庶務に関する事
	調査2班	◆財政企画課 経営企画課	1 災害応急対策予算の措置に関する事 2 国・県等の財源対策及び災害対策関連措置に関する情報並びに資料の収集に関する事 3 被害状況の初期調査に関する事 4 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 5 罹災証明に係る被害状況調査に関する事 6 公共施設の被害状況等の取りまとめに関する事
	調査3班	◆男女共同参画課 人権啓発センター	1 被害状況の初期調査に関する事 2 初期調査における被災者の避難誘導に関する事 3 罹災証明に係る被害状況調査に関する事 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環 境 部</div> ◎市民自治部 総合政策部	環境1班 (庶務担当)	◆生活環境課 減量推進課 消費生活センター 市民課	1 廃棄物等の処分計画に関する事 2 廃棄物の処分に関する他都市・関係機関への協力要請に関する事 3 死亡者の収容及び埋火葬に関する事 (災害救助法によるものを含む) 4 廃棄物、し尿の相談業務に関する事 5 廃棄物等の量の把握に関する事 6 感染症対策に伴う消毒業務に関する事 7 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 8 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事 9 支所、分室への情報の伝達に関する事 10 「環境部」の応援要請のとりまとめに関する事 11 「環境部」の庶務に関する事
	環境2班	◆環境クリーンセンター 総務課 業務課	1 廃棄物、し尿の収集に関する事 2 廃棄物の処分場及び仮置き場の管理に関する事
	環境3班	◆グリーン戦略室	1 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関する事 2 二次災害の防止対策に関する事

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">施設部</div> ◎都市交通部 ◇都市活力部	施設1班 (庶務担当)	◆都市安全企画課 交通政策課	1 施設部業務に関する被害情報等の収集及び総括本部事務局への報告に関すること 2 災害に関する諸情報（気象、被害状況、応急対策実施状況等）の速報及び連絡に関すること 3 交通規制に伴う関係機関等との協議及び連絡調整に関すること 4 避難等が可能な道路の選定及び確保に関すること 5 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること 6 「施設部」の応援要請のとりまとめに関すること 7 「施設部」の庶務に関すること
	施設2班	◆道路建設課 道路保全課 土地調査課  公園課 みどり自然課  都市計画課 建築指導課 営繕課	1 道路、橋梁、公園及び緑化施設等の被害状況の調査及び保全・応急復旧に関すること 2 危険区域等の警戒調査及び応急復旧に関すること 3 障害物の除去に関すること (災害救助法によるものを含む) 4 土嚢、ポンプの設置に関すること 5 危険区域等の情報収集及び被害状況の報告に関すること 6 緊急要員及び必要資材の要請に関すること
	住宅班	◆住宅政策課	1 応急仮設住宅の建設等に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 住宅関連資金の融資等に関すること 3 市営住宅等の保全及び応急復旧に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">避難部</div> ◎教育委員会事務局 教育総務部 学校教育部 こども未来部 生涯学習部 人権教育室 未来教育プロジェクト	避難班 (庶務担当)	◆教育政策課  教育委員会事務局 各課共通  (こども未来部) 次世代育成課 こども文化科学館	1 避難所の開設及び閉鎖並びに管理運営に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 避難者の誘導及び収容に関すること 3 避難者等の調査及び名簿の作成に関すること 4 避難所日報の作成に関すること 5 避難所間の連絡調整に関すること 6 避難所のボランティア活動の運営に関すること 7 教育関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 災害救助法に基づく学用品の供給に関すること 9 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること 10 P T A等教育関係団体への協力要請に関すること 11 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること 12 本部への情報提供及び連絡調整に関すること 13 「避難部」の応援要請のとりまとめに関すること 14 「避難部」の庶務に関すること

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">援護部</div> ◎健康福祉部 ◇教育委員会事務局 会計室	援護1班 (庶務担当)	◆地域・高年福祉課 法人監査課 支援管理課	1 義援金及び見舞金等の取り扱い並びに配分に関する こと 2 日本赤十字社との連絡調整に関する こと 3 ボランティア(福祉活動)の受入れに関する こと(受援本部との連携を含む) 4 生活資金等の融資に関する こと 5 市内の福祉施設被害状況の把握及び報告に 関する こと 6 福祉施設の被害調査及び応急対策に 関する こと 7 「援護部」の応援要請のとりまとめに 関する こと 8 「援護部」の庶務に関する こと
	援護2班	◆健康政策課 母子保健課	1 医師会等との連絡調整に関する こと 2 衛生医薬品、ミルク・特殊薬品等の調 達に関する こと 3 被災者等に対する保健・予防に 関する こと 4 救護所の設置及び救護班の編成に 関する こと 5 福祉施設の被害調査及び応急対策に 関する こと
	援護3班	◆生活支援課 介護保険課 障害福祉課 自立相談課 こども福祉課 幼児教育推進課 教育保育課	1 要援護被災者・児に対する援護に 関する こと 2 ショートステイ等、避難所外の収容に 関する こと 3 要配慮者(避難行動要支援者を含む)に 関する こと
	援護4班	◆共生福祉社会 推進担当 こども発達支 援センター 国保年金課 後期医療福祉課	1 福祉避難所の開設等に関する こと
	会計班	◆会計室	1 義援金及び見舞金等の出納に 関する こと 2 義援金及び見舞金等の事務の 応援に 関する こと 3 応急救助に要する資金前渡に 関する こと
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">物資部</div> ◎都市活力部 ◇選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	物資班 (庶務担当)	◆商工労働課 農業政策課 空港・にぎわい課 文化振興課  選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 各事務局	1 被災者に対する食糧の確保、生活必需品・救 援物資の調達及び管理並びに配付に 関する こと(災害救助法によるものを 含む) 2 物資の供給計画に関する こと 3 救援物資等の集配及び保管並びに 管理に 関する こと(受援本部との連携を含む) 4 物資に関するボランティア活動の 運営に 関する こと 5 商工業及び農業関係の被害調査に 関する こと 6 被災商工業者等に対する応急金融措 置並びに経営相談に 関する こと 7 都市活力部所管施設の被害調査及び 応急復旧に 関する こと 8 緊急物資の輸送のための交通規制に 関する こと 9 「物資部」の応援要請のとりまとめに 関する こと 10 「物資部」の庶務に関する こと

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">消 防 部</div> ◎消防局	消防班 (庶務担当)	各課共通 (◆警防課)	1 被災者の救助及び救急活動に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 消防活動及び水防活動に関すること 3 避難指示等に関すること 4 災害に関する諸情報(気象、被害状況、応急対策実施状況等)の速報及び連絡に関すること 5 危険物の取り扱い及び搬出除去に関すること 6 被害状況の把握に関すること 7 本部との連絡調整に関すること 8 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成並びに統括に関すること 9 罹災証明書交付の協力に関すること 10 消防団との協調及び連絡調整に関すること 11 「消防部」の庶務に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">上下水道部</div> ◎上下水道局	水道1班 (庶務担当)	各課共通 ◆経営企画課	1 上水道施設の保全及び応急復旧に関すること 2 給水施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 復旧資材の調達に関すること 4 災害救助法に基づく飲料水の供給に関すること 5 給水活動及び応急復旧等に係る広報活動に関すること 6 生活用水等の確保と供給に関すること 7 避難情報等の広報活動に関すること 8 被害に伴う苦情電話等の対応及び指令書の作成に関すること 9 「上下水道部」の庶務に関すること
	水道2班	◆下水道課 水道課	1 河川、水路の保全及び応急復旧に関すること 2 樋門、ポンプ場の操作及び管理に関すること 3 危険区域等の警戒調査及び応急復旧に関すること 4 障害物の除去に関すること (災害救助法によるものを含む) 5 土嚢、ポンプの設置に関すること 6 危険区域等の情報収集及び被害状況の報告に関すること 7 緊急要員及び必要資材の要請に関すること 8 下水道施設等の保全・応急復旧に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">医 療 部</div> ◎伊丹病院 地域医療推進担当	医療班 (庶務担当)	各課共通 (◆総務課)	1 被災患者の医療助産に関すること (災害救助法によるものを含む) 2 救護班の編成に関すること 3 病院施設の保全及び応急復旧に関すること 4 「医療部」の庶務に関すること
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">輸 送 部</div> ◎交 通 局	輸送班 (庶務担当)	各課共通 (◆総務課)	1 被災者の輸送に関すること 2 物資の輸送等における物資部への支援に関すること 3 交通局所管施設及び車両の保全・応急復旧に関すること 4 「輸送部」の庶務に関すること

参考：市議会災害対策支援本部事務局の事務分掌

部	班・担当	担当課	事務分掌
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">                     議会災害対策支援本部事務局                 </div> ◎市議会事務局		◆総務課 議事課	1 議会災害対策支援本部長の指示命令事項の総合調整及び指示に関すること 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること 3 議会災害対策支援本部会議の庶務に関すること

## 【資料3】災害対策(水防)本部事務分掌専決区分

### 伊丹市災害対策本部事務分掌専決区分

#### 第1章 総則

(事務の専決)

第1条 この区分は，伊丹市災害対策本部条例（昭和38年伊丹市条例第24号）第5条に基づき，災害の予防又は対応業務並びに被災者支援に係る事務分掌については，この区分に定めるところにより，災害対策本部において処理する権限に属する事務を専決することができる。

#### 第2章 市全体に係る専決区分

(災害対策本部長が判断する事項)

第2条 災害対策本部長の判断を要する事項は，次の各項に定めるとおりとする。

##### 1 災害対策本部等に関すること

- (1) 災害対策本部の開設及び閉鎖（別に定める災害対策本部の設置基準の適用を除く。）並びに会議の開催
- (2) 災害対策本部の部の設置及び閉鎖並びに当該部の部長の指名
- (3) 現地災害対策本部の設置及び閉鎖並びに現地災害対策本部長及び副本部長の指名
- (4) 防災指令及び水防指令の発令（別に定める参集基準の適用を除く。）及び解除
- (5) 伊丹市災害対応計画（業務継続計画・受援計画）の実施

##### 2 避難に関すること

- (1) 高齢者避難等，避難指示の発令
- (2) 避難指示の解除
- (3) 指定避難所の開設及び閉鎖

##### 3 応援要請等に関すること

- (1) 県，警察及び自衛隊に対する応援要請の決定
- (2) 災害救助法の適用及び激甚災害法の要請

##### 4 その他

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置の決定
- (2) その他全市域共通の重要事項の決定  
(災害対策副本部長の専決事項)

第3条 第2条 副本部長の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 災害対策本部等に関する事

- (1) 関係部長会議の開催
- (2) 第1配備の体制の決定及び解除
- (3) 所管のない災害対応業務の所管先の決定

2 避難に関する事

- (1) 地区を指定した指定避難所の開設及び閉鎖
- (2) 避難指示の解除

3 その他

- (1) その他地区を限定した重要事項の決定
- (2) 伊丹市事務分掌規則（昭和38年規則第4号）別表第1（副市長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定
- (3) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定  
(市長付参事（危機管理担当）の専決事項)

第4条 市長付参事（危機管理担当）の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 災害対策本部等に関する事

- (1) 総括本部会議の開催
- (2) 警戒配備態勢の決定及び解除（総括本部会議で決定できない場合に限る。）

2 避難に関する事

- (1) 個別事情による指定避難所の開設及び閉鎖
- (2) 高齢者等避難の解除

3 関係機関への応援要請の決定（受援計画に基づく各対策部所管のものは除く。）

(危機管理室長の専決事項)

第5条 危機管理室長の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 動員態勢に関すること

(1) 待機配備の決定及び解除

2 避難に関すること

(1) 自主避難所の開設及び閉鎖

(2) その他避難に関すること

3 その他

(1) 屋外拡声器の使用許可に関すること

(2) その他対策部への指示に関すること

(4課長会議の専決事項)

第6条 4課長会議(4課長会議とは、危機管理室主幹、道路保全課長、上下水道局下水道課長、消防局警防課長の合議体をいう。)の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 動員態勢に関すること

(1) 水防準備配備及び事前待機配備の決定及び解除

(2) 配備態勢に伴う職員参集の実施

2 台風等の風水害における初動態勢の判断に関すること

### 第3章 各対策部に係る専決事項

(責任者の専決事項)

第7条 責任者の専決事項は、次の各項に定めるとおりとする。

1 対策部の実施方針に関すること

(1) 災害対応実施方針の重要事項の決定

(2) 災害対策本部の決定事項の指示

(3) 災害対策本部会議での部のとりまとめ報告

(4) 伊丹市災害対応計画における個別通常業務の再開の決定

(5) 対策部内の所管のない災害対応業務の所管先の決定

2 動員態勢に関すること

(1) 配備態勢・動員計画に基づかない臨時動員態勢の決定

(2) 他対策部への協力の要請又は決定

### 3 その他

(1) 伊丹市事務分掌規則別表第2（部長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定

(2) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定

（副責任者の専決事項）

第8条 副責任者の専決事項は，次の各項に定めるとおりとする。

1 責任者に事故あるときの代行に関すること（別に定める代行者がない場合に限る。）

(1) 災害対策本部会議等への代理出席及び代行

(2) 責任者の専決区分各項に掲げる事項の代決

2 情報連絡責任者に事故あるときの代行に関すること

(1) 情報連絡責任者の専決区分各号に掲げる事項の決定

(2) その他情報連絡責任者が行う事項の調整等

### 3 その他

(1) 伊丹市事務分掌規則別表第2の2（次長の専決事項）の共通専決事項に準じた決定

(2) 伊丹市事務分掌規則別表第4の2（財務に関する共通の専決事項）に準じた決定

(3) 事務責任者の不在時における当該事務責任者の代行者の指名（情報連絡責任者の専決事項）

第9条 情報連絡責任者の専決事項は，対策部の実施方針に関する次の各号に定めるとおりとする。

(1) 総括本部事務局との調整及び総括本部事務局の指示に基づく資料作成

(2) 総括本部事務局と対策部又は対策部間の連絡調整

(3) 災害対策本部会議での本部員の補佐及び本部会での資料作成

(4) 本部連絡員の指名

(5) 対策部内のとりまとめに関すること

(6) 対策部内の職員参集

(事務責任者(班長)の専決事項)

第10条 事務責任者(班長)の専決事項は、災害対応の実施に関する次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害対応事務分掌の事務遂行の決定
- (2) 各種証明書の発行(住家の被害認定行為を含む。)
- (3) 事務分掌内の人員の調整
- (4) 事務分掌内の個別事務担当者(主幹級)の決定権の付与
- (5) その他軽易な事項の決定

第4章 雑則

(専決者不在時の代決に関する取扱い)

第11条 災害時に重要な意思決定に支障を生じさせないため、この区分で定める第2条から第8条までに定める専決者による専決区分で意思決定が困難な場合には、別に定める代行者又は当該専決者の次条に定める者により意思決定できるものとする。

2 前条の場合において、別に定める代行者が、前条に規定する当該専決者の次条に定める者と専決に関する権限が抵触するときは、その限りにおいて、別に定める代行者が優先するものとする。

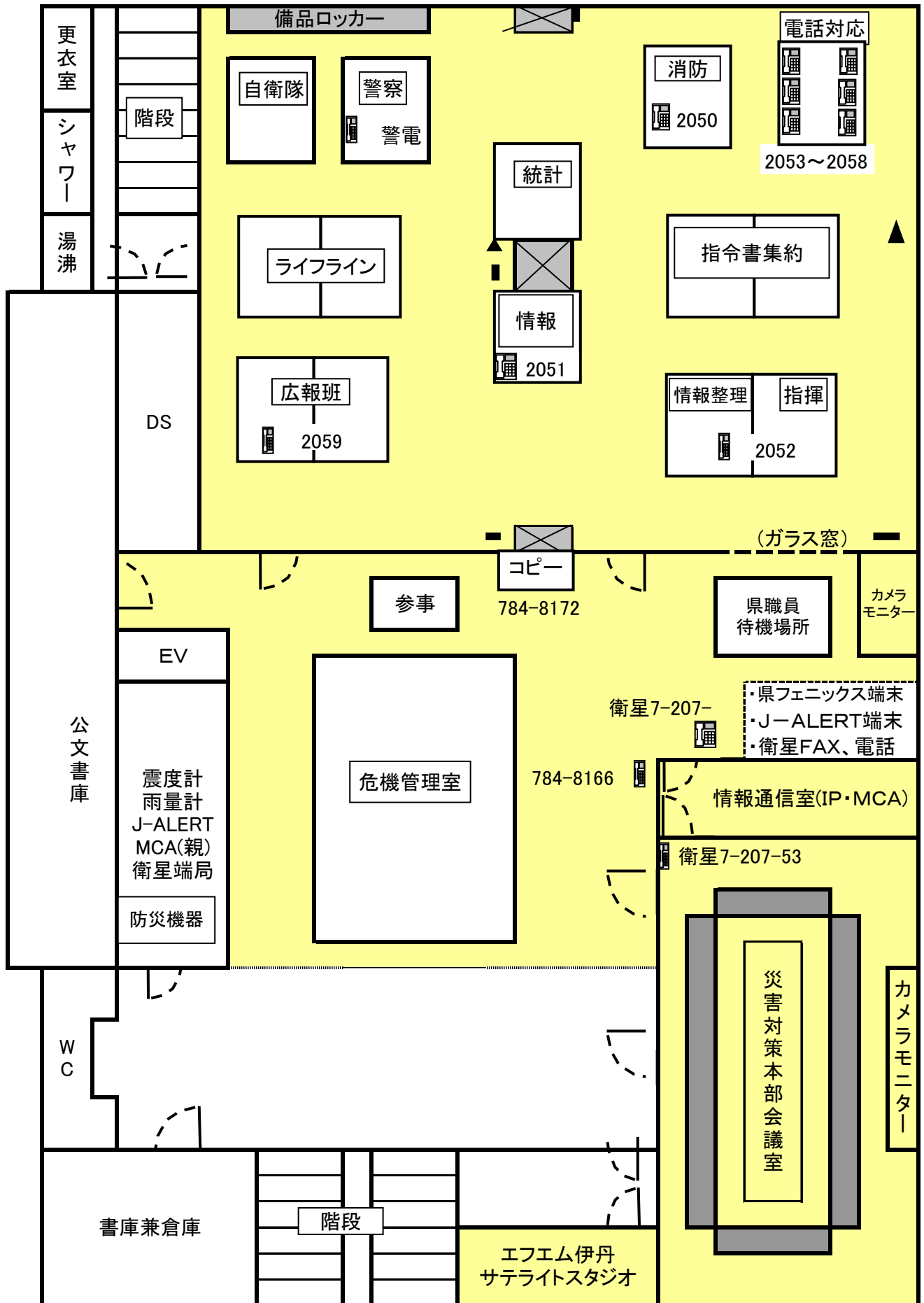
(調整規定)

第12条 伊丹市事務分掌条例(昭和37年条例第3号)及び伊丹市事務分掌規則その他の条例等の専決事項に関する規定がこの区分に矛盾し、又は抵触する場合には、災害対応業務並びに被災者支援に係る事務分掌については、この区分で処理する。

付 則

この区分は、平成30年12月4日から施行する。

【資料4】災害対策本部配置図(警戒配備以降)  
防災センター 2階



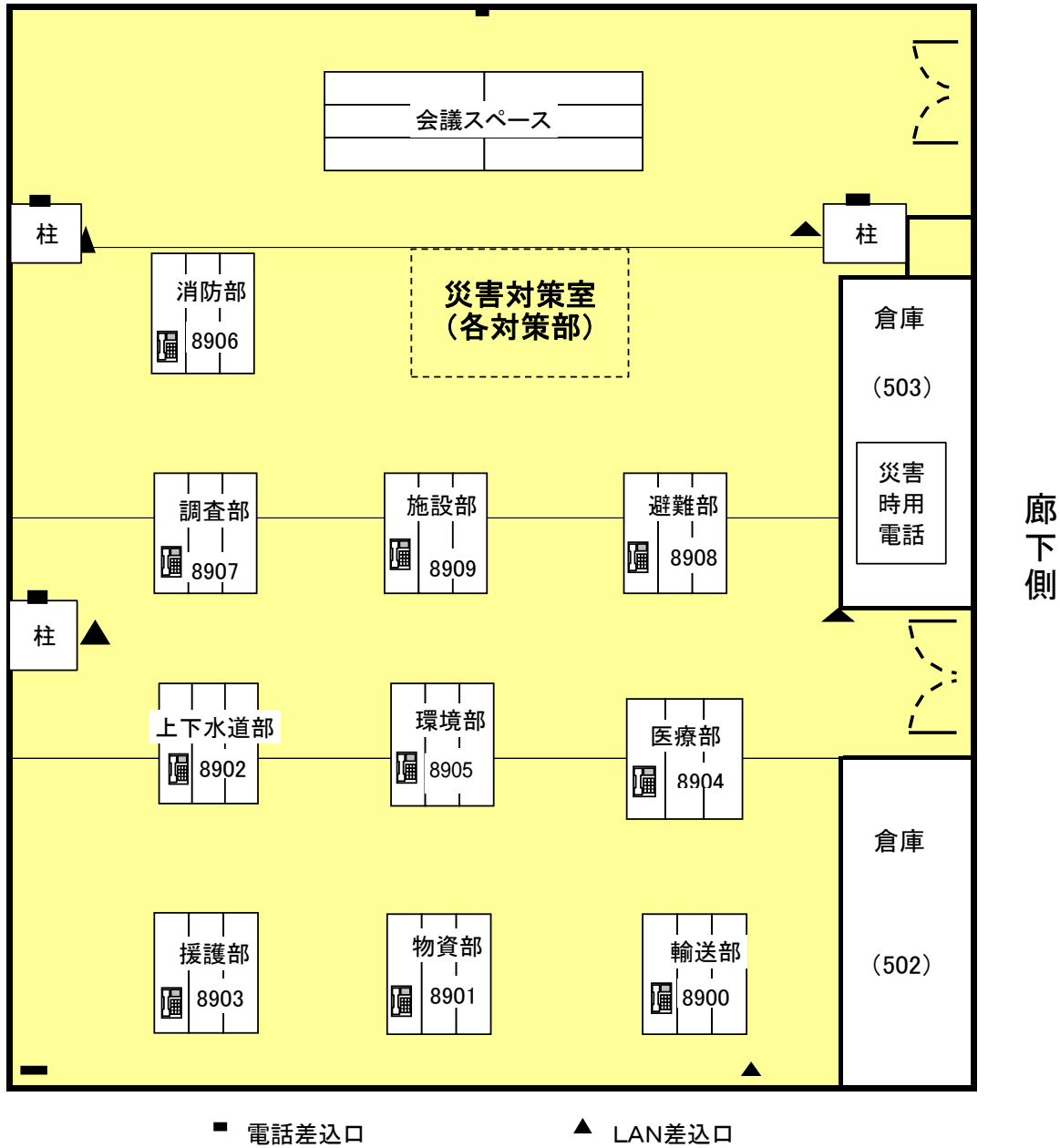
■ 電話差込口

▲ LAN差込口

**【資料4】 その他の主要な場所(第一配備以降)**  
(本庁舎 各階)

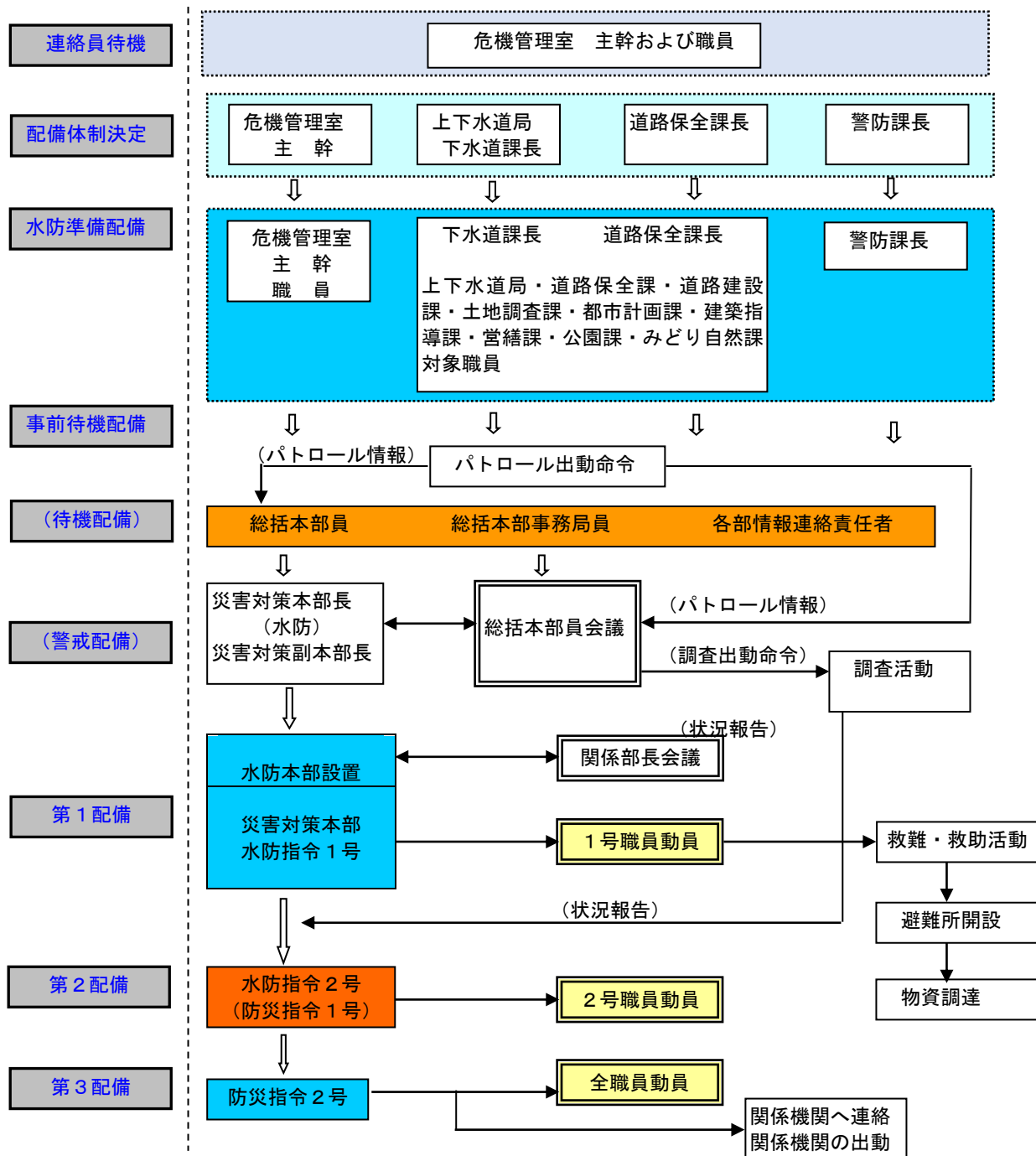
階数	室名	災害時用途	備考
1階	市民協働スペース	・市民相談総合窓口 ・プレスセンター	
	会議室 101A、B(月白)	・診察室 ・予防接種会場	
	会議室 105(卵の花)	被災建築物応急危険度判定実施本部 (判定士控室)	
	多目的スペース	市民一時避難所	
2階	会議室 201(若草)	被災建築物応急危険度判定実施本部	
3階	会議室 302(利休鼠)	被災宅地危険度判定実施本部 (判定士控室)	
	会議室 303(柳)	被災宅地危険度判定実施本部	
4階	会議室 404(若葉) 405(白群) 406(浅緋)	男性用仮眠・休憩室	
	会議室 403(鉛白)	女性用仮眠・休憩室	
5階	会議室 501A、B	災害対策本部(各対策部)	※防災センター2階と本庁舎 5階の両方を使用する。
	会議室 503(群青)	災害対策関係者控え室	
	会議室 502(勝色)	仮眠・休憩室(予備室)	

【資料4】災害対策本部配置図(第一配備以降)  
本庁舎 5階(会議室501)



(留意事項)  
令和4年11月から当面の間、災害対策本部は防災センター2階、本庁舎5階とに分かれて災害対応にあたることとなる。

## 【資料5】 非常配備に伴う伝達基準



- (1) 連絡員待機は、気象警報が発表された時等に危機管理室長若しくは主幹の判断に基づき措置するものとする。
- (2) 水防準備配備は、【資料3 1】風水害防災非常配備態勢の水防準備配備の適用基準（台風等の通過が見込まれ、かつ、警報が発表されたとき等）に、措置をとるものとする。
- (3) （事前）待機配備は、【資料3 1】風水害防災非常配備態勢の（事前）待機配備の適用基準（警報が発表され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき等）に、措置するものとする。
- (4) 通常勤務から水防態勢へ切替えを确实迅速に行うこと。
- (5) 水防本部員は、常に気象情報の変化に注意し、水防指令の発令が予測される場合は自動的に出動しなければならない。
- (6) 配備指令発令後は出来る限り不急の外出を避け、電話等により本部と連絡をとり、自宅に待機しなければならない。
- (7) 非常勤務者は交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (8) 各分担業務については、相互援助協力をして水防業務に支障をきたさないようにしなければならない。

【資料6】 風水害防災非常配備態勢

配備態勢	指令等種別	適用基準	業務内容	配備職員	人員
連絡員 待機 水防準備 配備	—	1. 梅雨前線を伴う雨雲及び台風等の本市の通過が見込まれ、かつ、大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 2. 河川等が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき 3. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き注意を要するとき	1. 気象情報の収集 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. パトロール待機	防災計画動員数(資料7参照)	5名
			事前		1. 避難所開設・運営準備 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. 降雨状況の把握 4. パトロール実施 5. 現場対応
待機配備	—	1. 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき。 2. 当該河川等流域内に相当の降雨が予想され、河川が氾濫注意水位及びこれに相当する水位に達する見込みのあるとき 3. 高齢者等避難等を発令する見込みがあるとき 4. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き警戒を要するとき	1. 避難情報発令・避難所開設 2. 本部長、副本部長と連絡調整 3. 本部設置の検討 4. 職員動員態勢の検討 5. その他災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる	308名	228名
警戒配備	水防本部設置	1. 災害の発生が予想されるとき 2. 河川が避難判断水位を超え、氾濫危険水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき 3. 高齢者等避難を発令し、避難所を開設するとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる	485名	786名
第1配備	水防指令1号	1. 特別警報が発表され、甚大な被害が想定されるとき 2. 河川が計画水位に近づき、なお上昇のおそれがあり局地的な水害が発生し、さらに全市域にわたり被害が拡大するおそれのあるとき 3. 市域に小規模の災害が発生したとき	"	1,158名	2,175名 (関係機関 協力団体)
第3配備	(防災指令2号)	1. 市内全域又は局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	"		

※配備態勢の決定は、適用基準に加え、以後の気象情報、被害予測等を総合的に勘案し、伊丹市災害対策本部事務分掌専決区分に基づき各専決権者が判断する。

【資料7】 伊丹市風水害防災計画動員員数

令和7年(2025年)12月1日時点

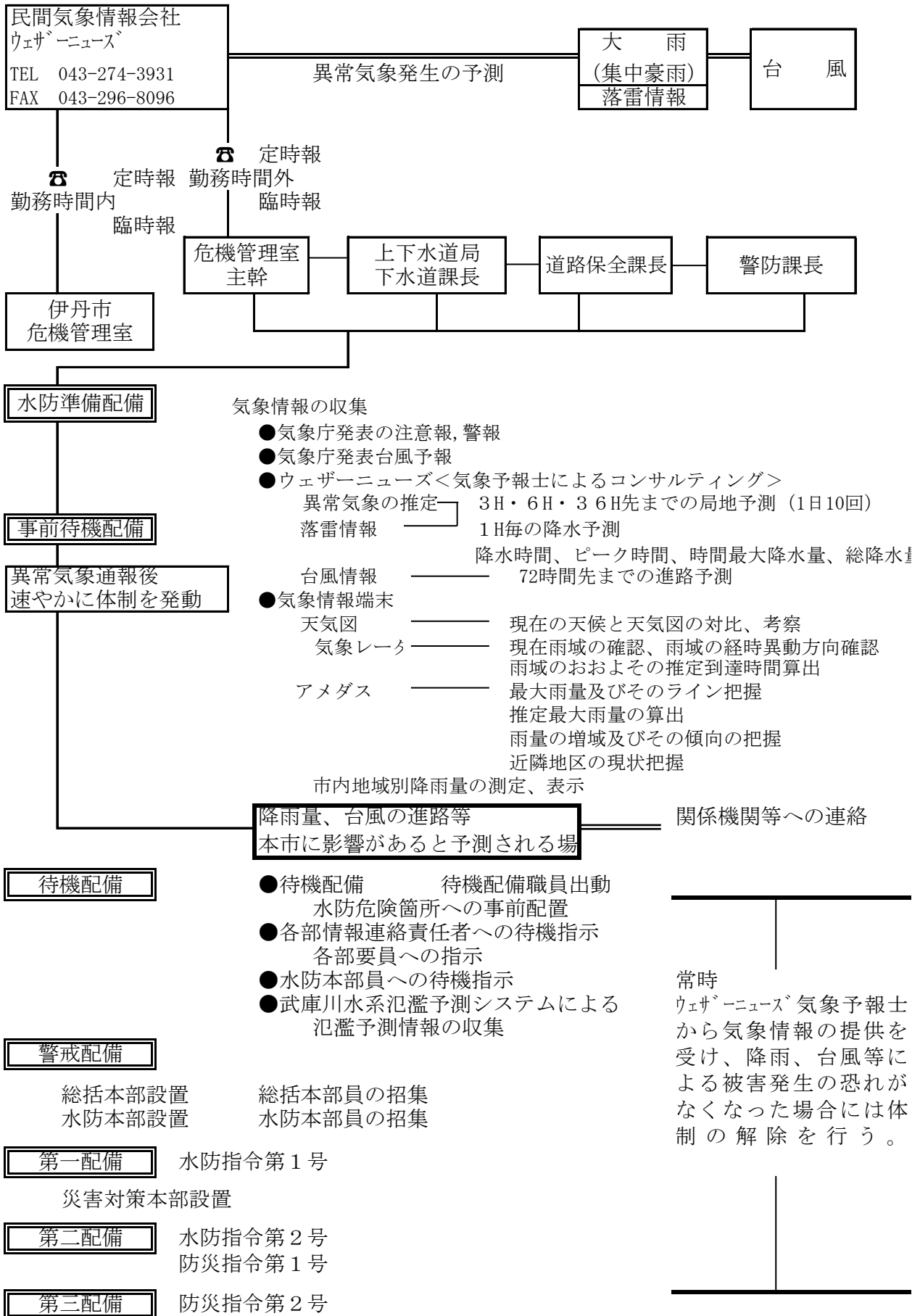
部名	部長等		情報連絡責任者	水防準備配備		待機(待機配備)		総活本部設置(警戒配備)	水防本部設置(警戒配備)	災害対策本部設置水防第1号(第1配備)	水防第1号水防第2号(第2配備)	防災2号(第3配備)	
	副市長(副本部長)	市長(本部長)		水防準備配備連絡員待機	事前	事後							
本部員	副市長(副本部長)	教育長(副本部長)		危機管理室 主幹	5	9	18	21	35	36	1		
	理事	市長付参事(経営戦略担当)	市民自治部長										健康福祉部長
	都市活力部長	教育委員会事務局 <small>こども未来部長</small>	教育委員会事務局 <small>学校教育部</small>										教育委員会事務局 <small>生涯学習部</small>
	会計管理者	病院事業管理者	自動車運送事業管理者										モーターポート競走事業管理者
	市議会事務局長	代表監査委員	※消防団長(本部長付)										
	市長付参事(危機管理担当)	総合政策部長	総務部長										財政基盤部長
総活本部員	都市交通部長	教育委員会事務局 <small>教育総務部長</small>	消防局長	上下水道事業管理者	8	(26)	(26)	(26)	(26)	(26)	(26)	(26)	
	総合政策部	総務部	市民自治部	ホ-トル-ス事業局	5	(10)	5	5	5	5	5	5	
	財政基盤部 / 市民自治部	市民自治部 / 市民自治部	市民自治部										
調査部	市民自治部 / 総合政策部	市民自治部 / 総合政策部	市民自治部	生活環境課長			2	8	34	55	3	3	
環境部	都市活力部 / 都市交通部	都市交通部	都市交通部	都市安全企画課長	13	(26)	13	16	42	42	1	1	
施設部	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局	教育委員会事務局 <small>教育政策課長</small>	1		8	31	37	37	32	79	
避難部	健康福祉部 / 教育委員会事務局	健康福祉部 / 教育委員会事務局	健康福祉部 / 教育委員会事務局	地域高年・福祉課長		1	9	14	48	48	111	247	
援護部	会計室 / 地域医療体制整備推進班	会計室 / 地域医療体制整備推進班	会計室 / 地域医療体制整備推進班	地域高年・福祉課長			10	29	77	77	188	435	
物資部	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局	都市活力部 / 選挙管理委員会事務局	商工労働課長			1	9	7	7	11	16	
物産部	監査委員会事務局 / 農業委員会事務局	監査委員会事務局 / 農業委員会事務局	監査委員会事務局 / 農業委員会事務局	商工労働課長			3	12	19	19	30	46	
消防部	消防局	消防局	消防局	消防局 情報管理課長	3	4	54	14	19	19	101	(195)	
上下水道部	上下水道局	上下水道局	上下水道局	上下水道局 経営企画課長	9	2	1	6	14	14	19	1	
医療部	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	伊丹病院 / 地域医療体制整備推進班	病院事務局 総務課長			40	7	17	17	71	557	
輸送部	交通局	交通局	交通局	交通局 総務課長				4	15	15	6	114	
(参考) 議会 災害対策支援 本部事務局	市議会事務局	市議会事務局	市議会事務局	市議会事務局 総務課長				3	6	6		(143)	
※( )は 累計動員員数	合計	合計	合計	合計	5	29	163	80	177	301	372	1,017	
	%	%	%	%	0.2%	3.0%	10.5%	14.2%	22.3%	36.1%	53.2%	100%	

## 【資料8】 主要水門設置場所一覧表

図面 番号	河川名及び 所在地	管理者	操作	TEL	構 造	備考
天神川						
6	荒牧4丁目	伊丹市	荒牧水利組合	非公表	手動スライド式 W: 900 H: 700	灌漑用
47	中野東1丁目	伊丹市	公園管理事務所	072-779-052	手動スライド式 W: 1500 H: 1500	昆陽池 取水用
天王寺川						
5	荒牧3丁目15	伊丹市	荒牧水利組合	非公表	手動スライド式 W: 700 H: 780	灌漑用
32	鴻池字西池(橋)	鴻池財産区	鴻池水利組合	非公表	電動スライド式 W: 1700 H: 1000	灌漑用
33	鴻池字西池(橋)	鴻池財産区	鴻池水利組合	非公表	電動油圧転倒式 W: 11000 H: 1100	灌漑用
44	鴻池3丁目21	伊丹市	上下水道局	072-784-807	手動スライド式 W: 1000 H: 1060	逆流防止
45	鴻池3丁目21	伊丹市	鴻池水利組合	非公表	手動スライド式 W: 1000 H: 710	灌漑用
49	西野1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-807	手動スライド式 W: 1800 H: 1400	逆流防止
大堀川						
46	西野6丁目(元樋)	伊丹市	上下水道局	072-784-807	電動スライド式 W: 1850 H: 1575	灌漑用
昆陽川捷水路						
122	御願塚4丁目3	兵庫県	尼崎市下水道部 施設課 栗山中継ポンプ場	06- 6427-5740	電動スライド式 W: 3630 H: 3080  2門	取水用
123	南町4丁目5-30	兵庫県	尼崎市下水道部 施設課 栗山中継ポンプ場	06- 6427-5740	電動スライド式 W: 3630 H: 3080  2門	取水用
126	南町4丁目6	兵庫県	尼崎市下水道部 施設課 栗山中継ポンプ場	06- 6427-5740	手動ピンジャキ式 W: 1500 H: 1210	取水用

図面 番号	河川名及び 所在地	管理者	操作	TEL	構 造	備考
猪名川						
151	下河原2丁目366	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1250 H: 1330	逆流防止
152	下河原2丁目	国土交通省	上下水道局	072-784-8072	電動スライド式 W: 1400 H: 1465	逆流防止
154	中村字 井ノ下地先	猪名川土地 改良区連合	猪名川土地 改良区連合	非公表	電動スライド式 W: 2350 H: 1055	灌漑用
155	中村字 井ノ下地先	猪名川土地 改良区連合	猪名川土地 改良区連合	非公表	電動油圧 W: 10000 H: 600 自動転倒ゲート	灌漑用
188	岩屋字鶴田398	国土交通省	上下水道局	072-784-8072	電動スライド式 W: 3500 H: 2500 2門	逆流防止
192	森本6丁目36	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動ローラー式 W: 1310 H: 1325	逆流防止
空港川						
173	口酒井3丁目 2-1	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1930 H: 1940	逆流防止
187	岩屋字鶴田398	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	エンジン駆動 W: 2150 H: 2075 スライド式	逆流防止
藻 川						
150	東有岡5丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動自重降下式 W: 1800 H: 1560	逆流防止 灌漑用
駄六川						
140	北本町3丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1000 H: 1040	逆流防止
144	藤ノ木1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1100 H: 1100	逆流防止
145	藤ノ木1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1000 H: 1000	逆流防止
146	伊丹1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1100 H: 1200	逆流防止
147	東有岡1丁目6	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1200 H: 1200	逆流防止
148	藤ノ木1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動スライド式 W: 1000 H: 1000	逆流防止
149	藤ノ木1丁目	伊丹市	上下水道局	072-784-8072	手動自重降下式 W: 2000 H: 2000	逆流防止

# 【資料9】 降雨情報システム活用フロー



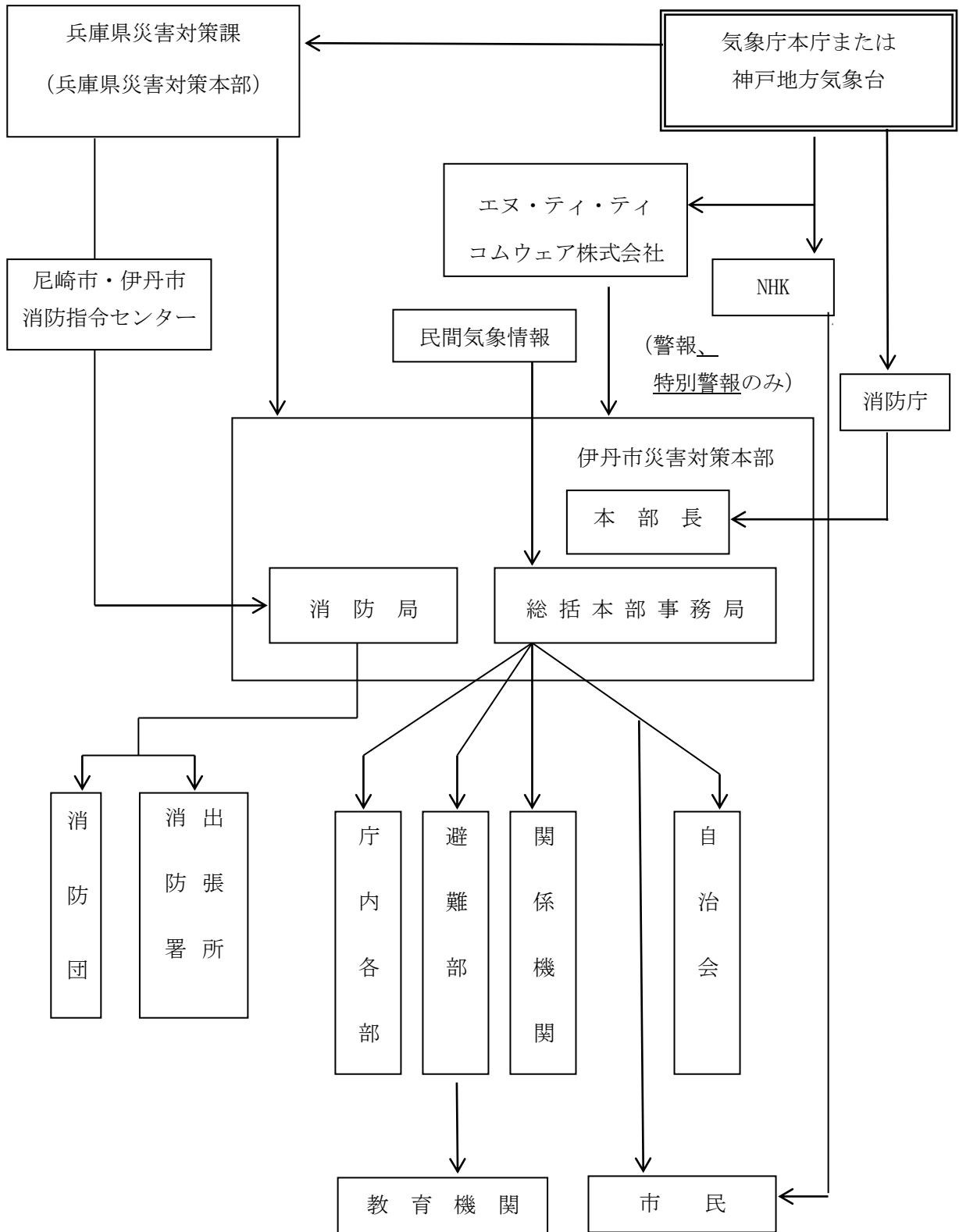
## 【資料10】 警報・注意報発表基準一覧表

最新情報（警報・注意報発表基準一覧表（兵庫県））は気象庁ホームページを参照

[https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun\\_2820700.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/hyogo/kijun_2820700.pdf)

ホーム > 知識・解説 > 気象警報・注意報 > 警報・注意報発表基準一覧表 > 兵庫県の警報・  
注意報発表基準一覧表 > 伊丹市の警報・注意報発表基準一覧表

## 【資料11】 気象予報警報等伝達系統



## 【資料 1 2】 気象情報提供窓口一覧

窓口	電話番号	開設時間
大阪管区気象台	06-6949-1300 (電話応答装置)	24 時間

## 【資料 1 3】 雨量・水位情報提供窓口一覧

情報名称	窓口	電話番号
猪名川流域水位情報	国土交通省猪名川河川事務所	072-752-5246(電話応答装置)
		072-752-5267(電話応答装置)
武庫川流域水位情報	宝塚土木事務所管理第2課	0797-83-3203
一庫ダム放流情報	一庫ダム管理所	072-794-6758(電話応答装置)

## 【資料 1 4】 気象・防災情報の収集に活用するための Web サイト一覧

### (1) 気象情報

気象庁

- ・ あなたの街の防災情報  
<https://www.jma.go.jp/bosai/>
- ・ 気象警報・注意報  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>
- ・ アメダス  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>
- ・ 雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 今後の雨（降水短時間予報）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/>
- ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>
- ・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

伊丹市

- ・ 気象情報サイト  
[https://itami-city.bosai.info/ui/doc\\_support/obs.customized/daily\\_10min](https://itami-city.bosai.info/ui/doc_support/obs.customized/daily_10min)

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報  
【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>  
【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>  
【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

伊丹市

- ・ 気象情報サイト  
[https://itami-city.bosai.info/ui/doc\\_support/obs.customized/daily\\_10min](https://itami-city.bosai.info/ui/doc_support/obs.customized/daily_10min)

### (3) 潮位・波高

国土交通省

- ・ 海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）  
【PC 版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>  
【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>

国土交通省防災情報提供センター

- ・ 潮位情報リンク

[http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui\\_map.html](http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html)

気象庁

- ・ 海洋の健康診断表

<https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index.html>

- ・ 波浪に関するデータ

[https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index\\_wave.html](https://www.data.jma.go.jp/kaiyou/shindan/index_wave.html)

## 【資料15】 水害時避難指示等の発令基準

河川名	猪名川・藻川	武庫川	天王寺川	天神川
観測地点	軍行橋水位観測所	甲武橋水位観測所	西野水位観測所	
高年齢者等避難 【警戒レベル3】	①猪名川洪水予報において氾濫警戒情報が発表され、軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達したとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③軍行橋水位観測所の水位が4.4mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号が発令され、甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.10m）に達したとき。 ②甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号が発令され、天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達したとき。 ②天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①武庫川水防警報において第3号が発令され、天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達したとき。 ②天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。
避難指示 【警戒レベル4】	①猪名川洪水予報において氾濫危険情報が発表されたとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が4.40mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ③軍行橋水位観測所の水位が4.4mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ④河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②甲武橋水位観測所の水位が避難判断水位に達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②天王寺川西野水位観測所の水位が2.55mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。	①天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、時間30mm以上の降雨が1時間以上予測されること。 ②天神川・鴻池東小橋の水位が1.90mに達し、かつ、3時間70mm以上の降雨が予測されること。 ③河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認したとき。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	①猪名川洪水予報において氾濫発生情報が発表されたとき。 ②軍行橋水位観測所の水位が計画高水位（5.57m）を超えたとき。 ③堤防の決壊を確認したとき。 ④河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①甲武橋水位観測所の水位がはん濫危険水位（5.20m）を超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①天王寺川西野水位観測所の水位が3.00mを超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。	①天神川・鴻池東小橋の水位が2.20mを超えたとき。 ②堤防の決壊を確認したとき。 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水）を確認したとき。

注、武庫川水防警報第3号

- ・ 生瀬水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.20m）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
- ・ 水防事態の発生が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなつたとき。

## 【資料16】 自主避難所 一覧

### ※災害対策基本法に基づかない任意の避難所

	小学校区	避難所	所在地	面積 (㎡)
1	伊丹小	いたみ交流センター	中央2丁目1-1	306.60
2	稲野小	昆陽センター	昆陽4丁目127	154.00
3	南小	南センター	御願塚3丁目8-11	189.00
4	神津小	神津交流センター	森本1丁目8-22	430.00
5	緑丘小	北村交流センター	北園1丁目21-1	257.00
6	桜台小	中野北センター	中野北2丁目10-19	60.00
7	天神川小	北センター	北野1丁目13	317.00
8	笹原小	安堂寺センター	安堂寺町4丁目49-2	150.00
9	瑞穂小	瑞穂センター	瑞穂町4丁目25	112.00
10	有岡小	有岡センター	伊丹5丁目3-15	168.00
11	花里小	若竹センター	奥畑2丁目147	67.00
12	昆陽里小	野間笠松センター	野間北4丁目4-28	116.00
13	摂陽小	人権啓発センター	堀池2丁目2-20	1,140.00
14	鈴原小	すずはら地区交流センター	御願塚6丁目3-50	308.00
15	荻野小	荻野センター	荻野3丁目73	156.00
16	池尻小	池尻文化センター	池尻6丁目172-1	166.00
17	鴻池小	瑞原センター	瑞原3丁目63	68.00

(自主避難所の開設・閉鎖基準等)

梅雨前線を伴う雨雲（大雨警報が発表又は大雨警報が見込まれる場合に限る。）又は台風が、近畿地方中部に上陸・接近する恐れがある場合、危機管理室長の判断に基づき、次の各号により、自主避難所を開設等することができる。

(1) 伊丹市が強風域に入る予測時刻の原則2時間前を目途に、市民からの問合せ状況等を勘案し、まちづくり推進課等と協議の上、自主避難所開設の適否を同基準に基づき決定する。また、開設しない場合は、問い合わせ者にその旨を危機管理室から連絡する。

(2) 開設時から市職員が1名以上常駐し、自主避難所と危機管理室等との連絡調整を行う。

(3) 自主避難所の受付時刻は、避難者の安全を考え、原則午前9:00～午後5:00（夏季(6～9月)は午後6:00)までとし、各自が1日分の食料・飲料水、携帯ラジオ、着替え等最低限の必要品を避難所に持参する。

(4) 開設・閉鎖時には、危機管理室・まちづくり推進課が当該避難所地区の自治会長に電話連絡する。

(5) 台風の通過で風雨が峠を越えた場合、関係課と協議の上、自主避難所を閉鎖する。

(6) 小学校を自主避難所として開設・閉鎖する場合は、「災害対策に係る指定避難所（学校関係）開設までの流れ（平成30年8月27日 校園長会資料 危機管理室・教育総務課 作成）」に準用する。

【資料 17】指定緊急避難場所・指定避難所数 一覧

(令和7年12月1日現在)

小学校区	指定数	指定緊急避難場所					指定避難所 (箇所数)	オープン スペース	指定 避難所	
		災害種別 (箇所数)								
		洪水	土砂	高潮	地震	火事		面積 (㎡)	面積 (㎡)	
1	伊丹	7	5	7	7	5	7	7	20,444.82	2,497.40
2	稲野	13	13	13	13	12	13	9	71,006.73	4,836.61
3	南	11	8	11	10	8	11	9	62,138.00	2,426.02
4	神津	15	10	15	14	11	15	12	72,217.10	2,710.53
5	緑丘	14	8	14	14	13	14	9	62,325.00	3,746.28
6	桜台	8	5	8	8	8	8	6	40,300.61	2,038.60
7	天神川	9	8	9	9	5	9	8	54,648.00	5,155.80
8	笹原	8	5	8	8	6	8	7	39,697.00	3,127.45
9	瑞穂	12	8	12	12	10	12	8	133,236.00	7,359.00
10	有岡	6	3	6	6	4	6	5	11,672.00	916.00
11	花里	4	4	4	4	2	4	4	21,773.00	3,266.00
12	昆陽里	8	7	8	8	7	8	6	40,418.00	2,062.30
13	摂陽	8	8	8	8	7	8	8	20,349.10	3,293.69
14	鈴原	5	5	5	5	5	5	5	20,278.00	2,903.70
15	荻野	5	5	5	5	3	5	5	8,375.23	1,218.05
16	池尻	8	5	7	7	6	7	6	64,557.00	3,758.00
17	鴻池	8	8	8	8	7	8	8	70,695.00	4,561.80
合計		149	115	148	146	119	148	122	814,130.59	55,877.23

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

【資料17】指定緊急避難場所・指定避難所数 一覧

◆指定緊急避難場所について

- 指定緊急避難場所の適否について
  - 全ての避難所を異常な現象ごとに指定緊急避難場所として指定（「○」が適用、ブランクが非適用）
  - 指定基準の考え方
    - 洪水：ハザードマップの浸水区域外又は浸水想定区域内（浸水深が3m未満に限る。）にある2階以上の避難所
    - 土砂：市内の土砂災害警戒区域内に避難所がないため、全避難所該当
    - 高潮：ハザードマップの浸水区域外又は浸水想定区域内（浸水深が3m未満に限る。）にある2階以上の避難所
    - 地震：オープンスペースのみ、もしくは、新耐震基準を満たす施設、耐震補強済み施設
    - 火事：市内に木造住宅密集地域がないため、全避難所該当
  - 都市公園の指定基準  
公園規模を鑑みて、近隣公園であること基本とする。ただし、街区公園の場合にあっても、防災機能を有した公園である場合には、総合的に必要性を判断して指定することができる。
- 指定緊急避難場所の開設について  
市が指定緊急避難場所として使用する際は、災害の規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。

◆指定避難所について

- 指定避難所の適否について
  - 災害の種類を限らずに指定（「○」が適用、ブランクが非適用）
  - 考え方：収容施設がある避難所
- 指定避難所の開設について
  - 市が指定避難所として使用する際は、災害の種類、規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。
  - 指定避難所の列に「●」がついている施設は、障がい者優先となります。

◆面積について

- 幼稚園、小中学校、高校のオープンスペースは、グラウンド面積。
- 幼稚園、小中学校、高校の指定避難所は、遊戯室、体育館面積。
- その他の施設は、使用可能と思われる面積。

伊丹小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 伊丹小学校	○	○	○	○	○	○	船原1丁目1-1	072-782-2536	○	2	○	○	8,578.00	756.00
2 北中学校	○	○	○	○	○	○	清水4丁目3-1	072-782-0410	○	2	○	○	9,953.00	984.80
3 伊丹幼稚園	○	○	○	○	○	○	桜ヶ丘1丁目5-20	072-784-4872		1		○	1,557.00	177.00
4 中央保育所	○	○	○	○	○	○	行基町1丁目50	072-779-6643		2		○	270.82	100.00
5 当田藤ノ木センター		○	○		○	○	藤ノ木3丁目5-1					○	—	81.00
6 北河原センター		○	○		○	○	北河原2丁目8-6		○			○	—	92.00
7 いたみ交流センター	○	○	○	○	○	○	中央1丁目2-1-1					○	86.00	306.60
小計 (箇所数)	5	7	7	5	7	7			3	7	1	5	20,444.82	2,497.40

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

稲野小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
1 稲野小学校	○	○	○	○	○	○	昆陽1丁目175	072-781-2492	○	1	○	○	7,655.00	544.00
2 労働福祉会館(スワンホール)	○	○	○	○	○	○	昆陽池2丁目1	072-779-5661				※1	2,924.02	2,058.80
3 中央公民館(スワンホール)	○	○	○	○	○	○		072-784-8000				※1		541.81
4 障害者福祉センター(アイ愛センター)	○	○	○	○	○	●	昆陽池2丁目10	072-772-0221				○	3,445.14	252.00
5 障害者デイサービスセンター(アイ愛センター)	○	○	○	○	○	●								○
6 昆陽池センター	○	○	○		○	○	昆陽池3丁目3		○	1		○	—	157.00
7 昆陽池公園	○	○	○	○	○		昆陽池3丁目						14,000.00	—
8 市庁舎周辺(オープンスペースのみ)	○	○	○	○	○		千僧1丁目						3,200.00	—
9 アルビス伊丹千僧敷地	○	○	○	○	○		千僧5丁目						19,736.00	—
10 国家公務員宿舎	○	○	○	○	○		昆陽東1丁目2						20,046.57	—
11 昆陽センター	○	○	○	○	○	○	昆陽4丁目127		○			○	—	154.00
12 千僧堂ノ前センター	○	○	○	○	○	○	千僧6丁目103-6					○	—	69.00
13 松ヶ丘センター	○	○	○	○	○	○	松ヶ丘1丁目64		○			○	—	62.00
小計(箇所数)	13	13	13	12	13	9			4	2	1	6	71,006.73	4,836.61

●印がついている指定避難所は、障がい者優先となります。

南小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
1 南小学校	○	○	○	○	○	○	御願塚2丁目6-1	072-772-2601	○	1	○	○	8,037.00	526.00
2 南中学校	○	○	○	○	○	○	南町2丁目4-1	072-772-2780	○	2	○	○	12,880.00	1,070.30
3 こぼと保育所	○	○	○	○	○	○	稲野町2丁目3-5	072-772-1074				○	210.00	67.72
4 南センター	○	○	○		○	○	御願塚3丁目8-11		○	1		○	—	189.00
5 稲野センター	○	○	○		○	○	稲野町4丁目46					○	—	154.00
6 稲野東センター	○	○	○		○	○	稲野町2丁目44-4					○	—	69.00
7 若菱柏木センター	○	○	○	○	○	○	若菱町2丁目3		○			○	—	196.00
8 三菱総合グラウンド		○		○	○		若菱町5丁目						39,528.00	—
9 平松会館	○	○	○	○	○	○	平松5丁目1-2		○			○	—	70.00
10 稲野公園		○	○	○	○		稲野町2丁目3-2						1,483.00	—
11 コミュニティセンター梅ノ木		○	○	○	○	○	梅ノ木2丁目3-21					○	—	84.00
小計(箇所数)	8	11	10	8	11	9			5	4	0	7	62,138.00	2,426.02

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

神津小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープン スペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 神津小学校	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-1	072-782-2021	○	2	○	○	8,654.00	730.00
2 神津こども園	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-25	072-782-0200		1		○	2,051.50	230.34
3 神津交流センター	○	○	○	○	○	○	森本1丁目8-22	072-764-6781	○	1		○	—	430.19
4 岩屋センター		○	○		○	○	岩屋1丁目5-42		○			○	—	160.00
5 西桑津センター	○	○	○		○	○	桑津2丁目1-22		○			○	—	94.00
6 森本センター	○	○	○		○	○	森本2丁目196-1					○	—	111.00
7 口酒井センター	○	○	○		○	○	口酒井1丁目3-39		○			○	—	146.00
8 西桑津公園		○	○	○	○		桑津3丁目1						2,100.00	—
9 いながわセンター	○	○	○	○	○	○	森本1丁目1-4					○	—	162.00
10 長山センター		○	○	○	○	○	森本6丁目129					○	—	65.00
11 上須古センター	○	○	○	○	○	○	森本7丁目31					○	—	61.00
12 こども文化科学館	○	○	○	○	○	○	桑津3丁目1-36	072-784-1222		1		○	—	383.00
13 猪名川河川敷緑地 第3・4運動広場		○	○	○	○		東桑津字池田川筋地先						24,618.60	—
14 猪名川河川敷緑地 いこいの広場		○	○	○	○		森本						8,293.00	—
15 伊丹スカイパーク (大阪国際空港周辺緑地)	○	○		○	○	○	森本7丁目1-1	072-772-3447				○	26,500.00	138.00
小計 (箇所数)	10	15	14	11	15	12			5	5	1	12	72,217.10	2,710.53

緑丘小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープン スペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 緑丘小学校	○	○	○	○	○	○	高台2丁目14	072-782-2550	○	2		○	5,760.00	703.00
2 東中学校	○	○	○	○	○	○	高台2丁目54	072-782-3058	○	2	○	○	12,740.00	1,083.00
3 大鹿交流センター	○	○	○	○	○	○	大鹿3丁目51-3		○			○	—	124.00
4 北保育所	○	○	○	○	○	○	北園1丁目13	072-770-1217		1		○	578.00	103.28
5 北村(交流)センター	○	○	○	○	○	○	北園1丁目21-1		○			○	—	257.00
6 下河原センター	○	○	○		○	○	下河原1丁目9-22		○			○	—	105.00
7 春日丘センター	○	○	○	○	○	○	春日丘2丁目60-3					○	—	65.00
8 北伊丹第2公園		○	○	○	○		北伊丹4丁目71						2,200.00	0.00
9 北伊丹センター		○	○	○	○	○	北伊丹7丁目29-1					○	—	77.00
10 ローラースケート場		○	○	○	○		北伊丹8丁目230-1	072-773-0081					3,935.00	—
11 猪名川河川敷緑地 第1・2運動広場		○	○	○	○		北伊丹9丁目地先						10,869.00	—
12 猪名川河川敷緑地 サイクリング道		○	○	○	○		下河原字越ヶ井地内						10,243.00	—
13 下河原緑地		○	○	○	○		下河原3丁目						16,000.00	—
14 池田市立北豊島中学校	○	○	○	○	○	○	池田市豊島北1丁目1-1	072-761-8427				○	—	1,229.00
小計 (箇所数)	8	14	14	13	14	9			5	5	1	7	62,325.00	3,746.28

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

桜台小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
1 桜台小学校	○	○	○	○	○	○	中野西4丁目100	072-781-2465	○	2	○	○	9,099.00	708.00
2 さくらだいきども園	○	○	○	○	○	○	中野西4丁目92	072-767-6192				○	875.80	196.60
3 天神川団地(オープンスペースのみ)		○	○	○	○		中野西1丁目						10,752.00	—
4 西野福祉会館	○	○	○	○	○	○	西野2丁目251					○	—	88.00
5 サンシティホール	○	○	○	○	○	○	中野西1丁目148-1	072-783-2350	○			○	6,573.81	924.00
6 中野北センター	○	○	○	○	○	○	中野北2丁目10-19		○			○	—	60.00
7 中野西センター		○	○	○	○	○	中野西1丁目147					○	—	62.00
8 十六名公園		○	○	○	○		西野1丁目						13,000.00	—
小計(箇所数)	5	8	8	8	8	6			3	2	0	5	40,300.61	2,038.60

天神川小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
1 天神川小学校	○	○	○	○	○	○	荒牧南3丁目17-12	072-781-2485	○	2	○	○	7,549.00	695.00
2 荒牧中学校	○	○	○	○	○	○	荒牧5丁目2-18	072-777-3540	○	2	○	○	12,836.00	998.80
3 県立伊丹北高校	○	○	○	○	○	○	鶴池7丁目2-1	072-779-4651		3		※2	30,263.00	2,610.00
4 桑田センター	○	○	○		○	○	荒牧南3丁目16-20					○	—	62.00
5 北センター	○	○	○		○	○	北野1丁目13		○			○	—	317.00
6 荒牧センター	○	○	○		○	○	荒牧5丁目2-15		○			○	—	146.00
7 北野センター	○	○	○		○	○	北野5丁目61					○	—	164.00
8 鶴田センター	○	○	○	○	○	○	荒牧6丁目20-29		○			○	—	163.00
9 荒牧バラ公園		○	○	○	○		荒牧6丁目5						4,000.00	—
小計(箇所数)	8	9	9	5	9	8			5	7	1	5	54,648.00	5,155.80

笹原小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積(m <sup>2</sup> )	面積(m <sup>2</sup> )
1 笹原小学校	○	○	○	○	○	○	南野6丁目5-33	072-781-0612	○	1	○	○	8,644.00	480.00
2 ささはらこども園	○	○	○	○	○	○	野間1丁目10-16	072-767-7127		2		○	807.00	1,033.95
3 笹原中学校	○	○	○	○	○	○	南野北2丁目7-4	072-779-3130	○	2	○	○	11,246.00	1,140.50
4 あすなろセンター		○	○		○	○	車塚1丁目32					○	—	84.00
5 安堂寺センター	○	○	○		○	○	安堂寺町4丁目49-2		○			○	—	150.00
6 南野センター	○	○	○	○	○	○	南野北1丁目3-41		○			○	—	157.00
7 車塚センター		○	○	○	○	○	車塚2丁目6		○			○	—	82.00
8 笹原公園		○	○	○	○		車塚1丁目32-1						19,000.00	—
小計(箇所数)	5	8	8	6	8	7			5	5	1	5	39,697.00	3,127.45

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

瑞穂小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 瑞穂小学校	○	○	○	○	○	○	瑞穂町3丁目50-1	072-782-0613	○	1	○	○	6,358.00	465.00
2 県立伊丹高校	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘7丁目31-1	072-782-2065				※2	20,129.00	3,040.00
3 みずほ幼稚園	○	○	○	○	○	○	瑞穂町3丁目46	072-782-8552		1		○	522.00	131.00
4 緑ヶ丘センター	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘1丁目70		○			○	—	344.00
5 広畑センター	○	○	○		○	○	広畑3丁目4					○	—	168.00
6 瑞穂センター	○	○	○		○	○	瑞穂町4丁目25					○	—	112.00
7 緑ヶ丘公園		○	○	○	○		緑ヶ丘1丁目						7,000.00	—
8 瑞ヶ丘公園		○	○	○	○		瑞ヶ丘1丁目						7,300.00	—
9 瑞ヶ池公園		○	○	○	○		瑞ヶ丘5丁目						13,000.00	—
10 住友総合グラウンド		○	○	○	○		瑞ヶ丘2丁目						78,927.00	—
11 緑ヶ丘体育館・武道館	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘1丁目10-1	072-770-4401	○			※1	—	3,037.00
12 東野センター	○	○	○	○	○	○	緑ヶ丘6丁目43-1		○			○	—	62.00
小計 (箇所数)	8	12	12	10	12	8			4	2	1	5	133,236.00	7,359.00

有岡小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 有岡小学校	○	○	○	○	○	○	伊丹7丁目1-1	072-782-8549	○	1	○	○	7,426.00	468.00
2 伊丹幼稚園 ありおか分園		○	○	○	○	○	伊丹7丁目1-30	072-782-8397		1		○	446.00	133.00
3 有岡センター	○	○	○		○	○	伊丹5丁目3-15		○			○	—	168.00
4 東有岡センター		○	○		○	○	東有岡1丁目19					○	—	67.00
5 植松会場	○	○	○	○	○	○	伊丹6丁目6-5					○	—	80.00
6 兵庫障害者職業能力開発校運動場		○	○	○	○		東有岡4丁目8-1	072-782-3210					3,800.00	—
小計 (箇所数)	3	6	6	4	6	5			2	2	0	4	11,672.00	916.00

花里小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 花里小学校	○	○	○	○	○	○	寺本3丁目135	072-781-6451	○	1	○	○	8,037.00	518.00
2 県立伊丹西高校	○	○	○	○	○	○	奥畑3丁目5	072-777-3711				※2	13,736.00	2,610.00
3 若竹センター	○	○	○		○	○	奥畑2丁目147		○			○	—	67.00
4 池尻南センター	○	○	○		○	○	池尻1丁目199		○			○	—	71.00
小計 (箇所数)	4	4	4	2	4	4			3	1	0	2	21,773.00	3,266.00

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

昆陽里小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 昆陽里小学校	○	○	○	○	○	○	山田2丁目1-2	072-779-4164	○	2		○	6,373.00	725.00
2 松崎中学校	○	○	○	○	○	○	山田2丁目1-1	072-779-9776	○	2	○	○	8,528.00	1,033.30
3 野間笠松センター	○	○	○		○	○	野間北4丁目4-28		○			○	—	116.00
4 野間団地 (オープンスペースのみ)	○	○	○	○	○		野間北4丁目						10,517.00	—
5 山田西在センター		○	○	○	○	○	山田5丁目8-23		○			○	—	70.00
6 寺本東センター	○	○	○	○	○	○	寺本1丁目100					○	—	64.00
7 山田東センター	○	○	○	○	○	○	山田2丁目4-18					○	—	54.00
8 昆陽南公園	○	○	○	○	○		山田1丁目6						15,000.00	—
小計 (箇所数)	7	8	8	7	8	6			4	4	0	4	40,418.00	2,062.30

摂陽小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 摂陽小学校	○	○	○	○	○	○	昆陽南2丁目1-55	072-779-6137	○	2	○	○	8,169.00	706.00
2 西中学校	○	○	○	○	○	○	昆陽東4丁目2	072-781-2974	○	2	○	○	10,756.00	609.00
3 ひかり保育園	○	○	○	○	○	○	堀池3丁目7-26	072-779-5400		2		○	495.10	117.60
4 人権啓発センター	○	○	○	○	○	○	堀池2丁目2-20	072-781-6006	○	1		○	—	1,104.64
5 ふれあいセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽南3丁目8-21	072-781-6006				○	929.00	320.45
6 美鈴センター	○	○	○		○	○	美鈴町4丁目22-4					○	—	84.00
7 よつばセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽東6丁目3-28					○	—	201.00
8 せつようセンター	○	○	○	○	○	○	昆陽南3丁目3-6					○	—	151.00
小計 (箇所数)	8	8	8	7	8	8			3	7	0	6	20,349.10	3,293.69

鈴原小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所の適否					指定避難所	所在地	電話番号	MCA無線機	特設電話(回線)	給水設備	空調設備	オープンスペース	指定避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1 鈴原小学校	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目3-1	072-779-8661	○	2	○	○	6,458.00	706.00
2 わかばこども園	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目1-5	072-744-1331				○	528.00	174.20
3 伊丹高等学校	○	○	○	○	○	○	行基町4丁目1	072-772-2040	○	2	○	○	12,027.00	1,464.50
4 すずはら地区交流センター	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目3-50		○			○	400.00	308.00
5 児童会館	○	○	○	○	○	○	御願塚6丁目1-1	072-767-7676	○			○	865.00	251.00
小計 (箇所数)	5	5	5	5	5	5			4	4	1	3	20,278.00	2,903.70

○指定緊急避難場所・指定避難所 一覧

荻野小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	荻野小学校	○	○	○	○	○	荻野2丁目11	072-770-2458	○	2	○	○	6,414.00	715.00
2	おぎの幼稚園	○	○	○	○	○	大野2丁目159	072-770-2460		1		○	1,420.00	168.00
3	荻野保育所	○	○	○	○	○	荻野8丁目33-5	072-770-4352		1		○	541.23	101.05
4	大野センター	○	○	○		○	大野3丁目5					○	—	78.00
5	荻野センター	○	○	○		○	荻野3丁目73		○			○	—	156.00
小計 (箇所数)		5	5	5	3	5			2	4	0	4	8,375.23	1,218.05

池尻小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	池尻小学校	○	○	○	○	○	池尻6丁目221	072-777-4100	○	2	○	○	6,416.00	720.00
2	いけじり幼稚園	○	○	○	○	○	池尻6丁目231	072-777-4102		1		○	1,877.00	170.00
3	県立阪神昆陽高校	○	○	○	○	○	池尻7丁目108	072-773-5145				○	30,184.00	2,520.00
4	西野センター	○	○	○		○	西野3丁目76					○	—	75.00
5	池尻文化センター		○	○	○	○	池尻6丁目172-1		○			○	—	166.00
6	武庫川センター		○	○	○	○	西野5丁目300		○			○	—	107.00
7	武庫川河川敷緑地		○	○	○		西野						25,300.00	—
8	伊丹西野高層住宅 (オープンスペースのみ)	○					西野5丁目305						780.00	
小計 (箇所数)		5	7	7	6	7			3	3	0	4	64,557.00	3,758.00

鴻池小学校区											参考			
名 称	指定緊急避難場所 の適否					指定 避難 所	所 在 地	電話番号	MCA 無線機	特設 電話 (回線)	給水 設備	空調 設備	オープ ンス ペース	指定 避難所
	洪水	土砂	高潮	地震	火事								面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	鴻池小学校	○	○	○	○	○	鴻池4丁目4-5	072-779-7791	○	2	○	○	8,831.00	720.00
2	天王寺川中学校	○	○	○	○	○	鴻池3丁目4-28	072-781-6465	○	1	○	○	14,443.00	971.80
3	鴻池センター	○	○	○		○	鴻池6丁目6-19		○			○	—	190.00
4	こうのいけ幼稚園	○	○	○	○	○	鴻池4丁目4-4	072-779-7825		1		○	575.00	92.00
5	伊丹スポーツセンター (TOYO TIRES 伊丹スポーツセンター)	○	○	○	○	○	鴻池1丁目1-1	072-783-5613	○			※1	46,846.00	2,394.00
6	瑞原センター	○	○	○	○	○	瑞原3丁目63					○	—	68.00
7	中野東センター	○	○	○	○	○	中野東2丁目30-3		○			○	—	57.00
8	南荻野センター	○	○	○	○	○	荻野西1丁目1-13					○	—	69.00
小計 (箇所数)		8	8	8	7	8			5	4	1	5	70,695.00	4,561.80

※1 令和7、8年度中に設置予定

※2 設置年度未定

福祉避難所 一覧

	名 称	所 在 地	電話番号
1	スワンホール(伊丹市立 中央公民館・労働福祉会館)	昆陽池2丁目1	072-784-8000 072-779-5661
2	アイ愛センター (伊丹市立 障害者福祉センター・障害者デイサービスセンター)	昆陽池2丁目10	072-772-0221
3	伊丹市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ) ※	広畑2丁目1	072-787-6670
4	有料老人ホーム サンシティパレス塚口	車塚1丁目32-7	072-773-7800
5	兵庫県立こやの里特別支援学校	瑞ヶ丘2丁目3-2	072-777-6300
6	知的障害者支援施設 ライフゆう 作業棟 (避難スペース)	鴻池1丁目10-15	072-777-7486
7	医療法人尚和会 (介護医療院ケアヴィラ伊丹)	大野1丁目3-2	072-777-1165
8	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス伊丹池尻)	池尻6丁目186-1	072-785-5070
9	社会福祉法人明照会 (特別養護老人ホームあそか苑)	中野西1丁目18	072-785-0109
10	社会福祉法人協同の苑 (特別養護老人ホームK-maisonときめき)	森本1丁目8-19	072-777-0771
11	社会福祉法人翠松会 (特別養護老人ホーム伸幸苑)	寺本6丁目150	072-778-6765
12	伊丹市立こども発達支援センター (あすばる)	千僧1丁目47-2	072-784-8128
13	医療法人社団豊明会 (介護付有料老人ホームサニーガーデン伊丹)	西台1丁目6-1	072-772-3900
14	医療法人社団星晶会(星優クリニック)	桜ヶ丘1丁目3-23	072-775-3006
15	医療法人社団星晶会(ささやき)	桜ヶ丘1丁目3-12	072-775-3006
16	医療法人社団星晶会(愛正透析クリニック)	中野北3丁目8-14	072-773-7160
17	医療法人社団星晶会(伊丹ゆうあい)	荒牧6丁目16-2	072-781-2587
18	医療法人社団星晶会(いたみバラ診療所)	荒牧6丁目16-2	072-781-8928
19	医療法人社団星晶会(あおい病院)	荒牧6丁目14-2	072-778-8110
20	医療法人社団星晶会(輪廻館)	荒牧6丁目29-7	072-772-5800
21	医療法人社団星晶会 (あゆみ園)	荒牧6丁目16-2	072-782-5039
22	社会福祉法人ヘルプ協会(ぐる〜りあ)	北園1丁目19-1	072-777-0765
23	社会福祉法人ヘルプ協会(ぐる〜りあ東野)	東野1丁目6	072-779-5335
24	社会福祉法人翠松会(伸幸苑 野間)	野間北2丁目9-17	072-783-0640
25	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会 (オアシス千歳)	中央4丁目5-6	072-771-1500
26	医療法人社団 緑心会 (介護老人保健施設グリーンアルス伊丹)	西野3丁目240	072-779-6600
27	社会福祉法人 西谷会 (地域密着型特別養護老人ホーム憩〜荻野〜)	荻野4丁目75	072-779-7733
28	NPO法人 Flat・きた 就労継続支援B型サブライズ	昆陽南1丁目7-9 ファミユ摂陽102	072-783-4991
29	株式会社北摂福祉研究所(わくわく倶楽部)	荒牧5丁目7-16	072-775-0909
30	株式会社北摂福祉研究所(のびのび倶楽部)	荒牧南3丁目6-35	072-741-4801
31	株式会社北摂福祉研究所(のびのび倶楽部)	荒牧南3丁目4-36	072-743-1153
32	グループホームこころあい伊丹	御願塚8丁目7-10	072-785-6766
33	社会福祉法人協同の苑(さつき)	中野北2丁目11-21	072-781-0340
34	社会福祉法人協同の苑(くすのき)	中野北2丁目11-22	072-779-5353
35	社会福祉法人明照会(あそか苑 ももは)	荒牧7丁目2-26	072-777-1591
36	社会福祉法人明照会(あそか苑 みずほ)	瑞穂6丁目46	072-781-2008
37	株式会社グッドライフ (介護付有料老人ホーム ライフェール)	春日丘3丁目27-2	072-775-1123
38	伊丹市立伊丹特別支援学校	鴻池1丁目8-6	072-783-5436
39	株式会社Core-S (コミュニティスタジオ 奏音 かのか)	鴻池5丁目9-37	072-784-4165

対象者

- (1) 一般の避難所での生活において特別な配慮を要すると市が判断する高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者等
- (2) (1)の要配慮者介護を行う家族のうち、必要最小の者

※ 伊丹市立地域福祉総合センター (いたみいきいきプラザ) をボランティアセンターとして開設する際は、福祉避難所を開設しない。

## 【資料18】 伊丹市防災会議委員名簿

令和7年(2025年)12月時点

区分	職名	役職名	氏名
会長	伊丹市	市長	中田 慎也
委員	国土交通省大阪航空局大阪空港事務所	大阪国際空港長	山西 智之
委員	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	所長	嶋本 好晴
委員	陸上自衛隊第36普通科連隊	第1中隊長	高橋 裕介
委員	兵庫県阪神北県民局	局長	小野山 正
委員	兵庫県伊丹警察署	署長	丸山 文勝
委員	関西電力送配電株式会社 神戸本部	阪神配電営業所 所長	富田 有修
委員	大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	設備技術チームマネージャー	杉浦 剛
委員	N T T西日本株式会社 兵庫支店	設備部 部長	梶原 佳幸
委員	西日本旅客鉄道株式会社	伊丹駅長	安田 晋也
委員	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸部課長(運転担当)	辻内 彰
委員	伊丹市消防団	団長	久保 善一
委員	新関西国際空港株式会社	大阪国際空港本部 事業部長	生野 優
委員	一般社団法人伊丹市医師会	副会長	山本 裕信
委員	日本赤十字社兵庫県支部	伊丹地区奉仕団長	永田 公子
委員	伊丹市民生委員児童委員連合会	理事	山村 寛子
委員	社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	会長	坂本 孝二
委員	伊丹市自治会連合会	事務局長	宮内 正次
委員	伊丹市	副市長	榊村 義則
委員	伊丹市	教育長	太田 洋子
委員	伊丹市	理事	辻本 彰子
委員	伊丹市市長付参事	危機管理担当	森田 幸輝
委員	伊丹市市長付参事	経営戦略担当	渡辺 恒紀
委員	伊丹市総合政策部	部長	巽 一嘉
委員	伊丹市総務部	部長	西本 秀吉
委員	伊丹市財政基盤部	部長	福田 幸宏
委員	伊丹市市民自治部	部長	須磨 昭文
委員	伊丹市健康福祉部	部長	松尾 勝浩
委員	伊丹市都市活力部	部長	小宮 正照
委員	伊丹市都市交通部	部長	中島 秀信
委員	伊丹市	会計管理者	大村 寿一
委員	伊丹市議会事務局	局長	柳澤 守
委員	伊丹市教育委員会事務局教育総務部	部長	宇谷 敏幸
委員	伊丹市教育委員会事務局学校教育部	部長	増田 健一
委員	伊丹市教育委員会事務局こども未来部	部長	馬場 一憲
委員	伊丹市教育委員会事務局生涯学習部	部長	藤澤 早苗
委員	伊丹市消防局	局長	米澤 嘉人
委員	伊丹市交通局	自動車運送事業管理者	森脇 義和
委員	伊丹市上下水道局	上下水道事業管理者	大西 俊己
委員	市立伊丹病院	病院事業管理者	中田 精三

## 【資料19】 伊丹市防災会議幹事名簿

令和7年12月時点

職 名	役 職 名	氏 名
国土交通省大阪航空局大阪空港事務所	総務課長	和田 肇
国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所	事業対策官	藤井 厚企
陸上自衛隊第36普通科連隊	第1中隊運用訓練幹部	林 達也
兵庫県阪神北県民局	総務企画室長	辻 達也
兵庫県阪神北県民局	伊丹健康福祉事務所長	須藤 章
兵庫県阪神北県民局	宝塚土木事務所長	志茂 大輔
兵庫県伊丹警察署	警備課長	佐々木 慎太郎
関西電力送配電株式会社神戸本部統括グループ	副長	益田 寿幸
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	設備技術チーム 設備業務グループチーフ	川西 武史
NTT西日本株式会社 兵庫支店	設備部 災害対策室 次長	東 充男
阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸部課長補佐（運転担当）	石本 薫
伊丹市消防団	副団長	石橋 宏己
新関西国際空港株式会社	大阪国際空港本部 事業部事業課長	芳賀 圭輔
一般社団法人伊丹市医師会	理事	一山 茂樹
日本赤十字社兵庫県支部	伊丹地区奉仕団副団長	横山 優子
伊丹市民生委員児童委員連合会	理事	太田 久雄
社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会	常務理事	久安 研一
伊丹市自治会連合会	会計	山口 啓子
伊丹市総務部危機管理室	室長	新屋 誠
伊丹市総務部危機管理室	副参事	梶田 智之
伊丹市総務部危機管理室	主幹	三谷 幸弘
伊丹市総合政策部政策室	主幹	田中 裕子
伊丹市総務部人材育成室人事課	課長	大山 英治
伊丹市財政基盤部税務室市民税課	課長	林 哲徳
伊丹市市民自治部まちづくり室まちづくり推進課	課長	北村 浩一朗
伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権・平和課	課長	糺谷 直
伊丹市市民自治部まちづくり室生活環境課	課長	前田 徹
伊丹市健康福祉部地域福祉室地域・高年福祉課	課長	内田 眞太郎
伊丹市都市活力部産業振興室商工労働課	課長	入江 宏樹
伊丹市都市交通部交通政策室都市安全企画課	課長	小宇羅 達也
伊丹市教育委員会事務局教育総務部教育政策課	課長	西原 美絵子
伊丹市消防局警防室警防課	課長	阪上 靖
伊丹市交通局総務課	課長	唐澤 直洋
伊丹市上下水道局経営企画室経営企画室経営企画課	課長	長澤 利文
伊丹市上下水道局整備保全室下水道課	課長	片岡 浩典
伊丹市立伊丹病院事務局総務課	課長	丸 晴子

# 水防法抜粋

昭和 24. 6. 4 法律第 193 号

最終改正：令和 5. 5. 31 法律第 37 号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは<sup>こ</sup>閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第二章 水防組織

### (市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

### (水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

### (水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

### (都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう

に確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都道府県に関係する水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

- 第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
  - 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流

域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又

は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する者とする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定したと特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）

は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
  - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
  - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
  - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項
- （地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
  - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
  - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
  - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
  - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。  
(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)
- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
  - 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
  - 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
  - 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機

関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第

第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。  
(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 伊丹市防災会議条例

公布 昭和38. 8. 1 条例23  
 昭和50. 3. 28 条例24  
 平成12. 3. 27 条例12  
 平成25. 3. 27 条例17

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、伊丹市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊丹市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 伊丹市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 伊丹市水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防局長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) その他市長が必要と認めて委嘱し、または任命する者
- 6 前項の委員の定数は40人以内とする。
- 7 第5項第1号から第3号まで、第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行する。



## 様式編

様式1	伊丹市水防本部の設置について	129
様式2	伊丹市水防指令第 号の発令について	130
様式3	伊丹市水防本部の閉鎖及び伊丹市水防本部の解除について	131
章式4	伊丹市水防実施状況報告書	132
様式4—2	伊丹市水防実施状況報告書	133
様式5	非常配備に伴う伝達基準	134

## 巻末資料

重要水防区域図	135
水防施設位置図	136
タイムライン（防災行動計画）のイメージ	137







様式-3

市長付参事 (危機管理 担当)	総務部長	財政基盤 部長	総合政策 部長	都市交通 部長	消防局長	教育総務 部長	上下水道 事業管理者

伊丹市水防本部の閉鎖及び伊丹市水防指令の解除について

年 月 日 時 分に設置された水防本部及び、年 月 日 時 分に発令された水防指令第 号については、その気象情報等から、今後被害の恐れはないと判断できるので、年 月 日 時 分それぞれ閉鎖及び解除することとしてよろしいか。

記

- ( 時 分) [ 強風. 大雨. 暴風. 波浪 ] [ 注意報 ] 解除  
[ 洪水. 雷. 濃霧等 ] [ 警報 ]
- ( 時 分) 猪名川水防警報第 段階( )
- ( 時 分) 猪名川洪水情報第 号
- ( 時 分) 猪名川災害対策部警戒体制指令第 号
- ( 時 分) 兵庫県水防指令第 号(第 非常配備態勢)
- ( 時 分) 兵庫県水防警報( )

# 伊丹市水防実施状況報告書

年 月 日

出水の状況	○○川警戒水位○m	水位○m	人件費	使用資材内訳		
水防実施箇所	○○川支派川	左 地先○○m 右	資材費	品名	数量	金額
日時	自 月 日	時・至 月 日 時	器材費			円
出動人員 概 数	水防人員	消防団員	燃料費			円
	名	名	その他			円
水防作業 の概況 及び工法	○○ 工法	○○ 箇所	雑 費			円
	○○ m	○○ m	計	計		円
水防結果 効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路
	m	ha	ha	戸	m	m
		人口	功労者の氏名 年令,所属及 び功績概略	○○氏	○○才	○○○団
			水防活動及び 制度における 批判概略			
			備考			

令和〇〇年台風〇号における水防活動  
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み(300袋)</li> <li>・避難誘導(20世帯)</li> <li>・排水作業(3件)</li> </ul>

水防活動または  
被害状況写真

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)  
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)  
積み土のう工

水防活動または  
被害状況写真

水防活動または  
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)  
月の輪工

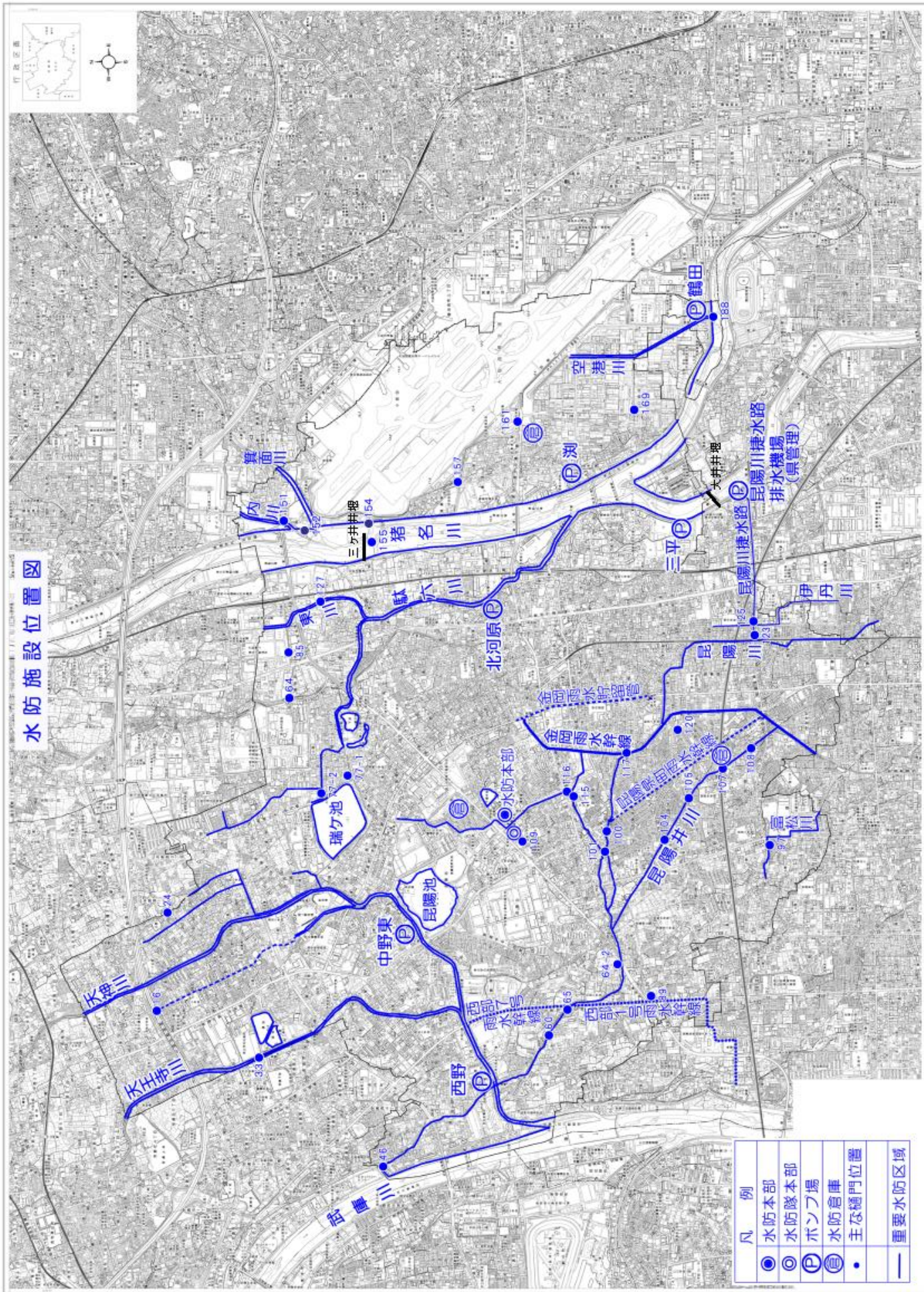
〇〇地区の浸水被害  
浸水深 〇〇m

水防活動実施箇所  
地図









水防施設位置図

凡 例	
●	水防本部
◎	水防隊本部
Ⓟ	ポンプ場
Ⓢ	水防倉庫
●	主要樋門位置
—	重要水防区域

# 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難指示の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)のイメージ

※避難情報に関するガイドライン(内閣府)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。

